

平成 30 年 3 月

江南市議会総務委員会会議録

3月8日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

平成30年3月8日〔木曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第2号 江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第3号 江南市手数料条例の一部改正についてのうち
消防本部
の所管に属する事項

議案第19号 江南市交通安全事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

議案第22号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち
危機管理室
市長政策室
総務部

の所管に属する歳入歳出

議案第26号 平成30年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち
危機管理室
市長政策室
総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費

第4条 地方債のうち

全国瞬時警報システム更新事業

消防施設整備事業

臨時財政対策債

第5条 一時借入金

第6条 歳出予算の流用

議案第33号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

出席委員（8名）

委員長	伊藤吉弘君	副委員長	中野裕二君
委員	東義喜君	委員	古田みちよ君
委員	福田三千男君	委員	牧野圭佑君
委員	稲山明敏君	委員	尾関昭君

欠席委員（0名）

委員外議員（2名）

議員	藤岡和俊君	議員	河合正猛
----	-------	----	------

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課長	石黒稔通君
主査	岩田麻里君	主事	徳永真明君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長

郷原実智雄君

市長政策室長 片野富男君

総務部長 村井篤君

消防長 長谷川久昇君

防災安全課主幹	松 本 幸 司 君
防災安全課主査	古 川 雄 一 君
防災安全課主事	武 市 旭 広 君
地方創生推進課長	坪 内 俊 宣 君
地方創生推進課副主幹	稲 波 克 純 君
地方創生推進課副主幹	矢 橋 尚 子 君
秘書政策課長	松 本 朋 彦 君
秘書政策課主幹	河 田 正 広 君
秘書政策課副主幹	間 宮 徹 君
秘書政策課副主幹	田 中 元 規 君
秘書政策課主査	八 橋 直 純 君
秘書政策課主査	大 脇 宏 祐 君
行政経営課長	村 瀬 正 臣 君
行政経営課主幹	安 達 則 行 君
行政経営課副主幹	梶 田 博 志 君
行政経営課主査	山 口 尚 宏 君
税務課長	本 多 弘 樹 君
税務課主幹	須 賀 博 昭 君
税務課主査	前 田 昌 彦 君
税務課主査	西 村 篤 士 君
税務課主査	高 田 昌 治 君
税務課主査	三 浦 理 恵 君
収納課長	村 田 いづみ 君
収納課主幹	金 川 英 樹 君

収納課主査	近 藤 祥 之 君
収納課主査	横 井 貴 司 君
総務課長	古 田 義 幸 君
総務課主幹	浅 野 武 道 君
総務課副主幹	三 輪 崇 志 君
総務課主査	小 島 宏 征 君
総務課主査	中 山 享 哉 君
会計管理者兼会計課長	中 村 信 子 君
会計課副主幹	春日井 真由美 君
監査委員事務局長	伊 藤 幸 実 君
総務予防課統括幹	高 島 勝 則 君
総務予防課主幹	杉 本 恭 伸 君
総務予防課副主幹	山 本 育 男 君
消防署長	谷 宣 夫 君
消防署東分署長	森 山 和 人 君

○委員長 皆さん、おはようございます。

時間前でございますけれども、皆さんお集まりになりましたので、委員会を始めたいと思います。

本日は大変お忙しい中、委員の皆様、そして当局の皆様に御参集を賜り、まことにありがとうございました。

最初に委員長として一言、御挨拶をさせていただきます。

年度初めには、委員長という大役を務めていけるのか本当に不安でございましたが、ベテランの委員の皆様が多数お見えになり、サポートをしていただきました。おかげをもちまして、今まで何とかこの重責を果たすことができました。まことにありがとうございました。

今回の委員会は平成29年度最後の委員会でございます。本日の委員会におきましても、議事の運営がスムーズにできますよう、ぜひとも委員の皆様、そして当局の皆様に御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る2月22日に3月定例会が開会されまして以来、連日終始、慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、市長さんは退席になりますのでよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会の日程でございますが、付託されております議案第2号 江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを初め、6議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催させていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力賜りますことをお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構でございます。

それでは、審査に入ります。

議案第2号 江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第2号 江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長 それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

平成30年議案第2号 江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

7ページには改正する条例案を、はねていただきまして8ページには参考として新旧対照表を、9ページ、10ページには江南市特別職報酬等審議会からの答申の写しを掲げております。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○福田委員 議案質疑の中でも出てきましたけれども、この報酬等審議会というのがあるんですけれども、この委員の選出方法といいますか選出の方法、それからこの審議会というのには年に何回開催されるかということと、それから委員の中には公募の方も見えると思うんですけれども、その公募の方法と公募に応募をされた方は何人見えるかということをお聞きしたい。

○秘書政策課長 まず、審議会委員のメンバー構成からでございますけど、全部で10名の方をお願いをしております。

その内訳でございますが、学識経験者の方が5名、商工業代表で1名、勤労者代表で1名、青年代表で1名、女性代表で1名、住民代表ということで1名、この方が一般公募ということでございまして、この選出につきましては、地方創生推進課のほうに一般市民の方にこういった場合の公募に応じていただけるかどうかという意向確認で了承をいただいた方の名簿がございまして、その中から無作為で抽出させていただいた方をお願いして選出をしております。

今年度の審議会につきましては、2回の開催をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○福田委員 この委員の方々の任期というのは、条例か何かで決まっていますか。

○秘書政策課長 任期につきましては、市長からの諮問があって答申があるまでの間ということになっております。

○福田委員 先ほど、公募の方の件でお尋ねしましたけれども、名簿があるその中から選ぶということでしたけど、その名簿というのはどのような形で作成して、何名ぐらいの名前があるかという。

○委員長 暫時休憩します。

午前9時35分 休 憩

午前9時36分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○地方創生推進課長 無作為抽出のほうについては、18歳から79歳の方1,000名に対して、審議会などがあつた場合に委員になっていただけるかと

事前の希望を聞いて、登録をしていただいております。

現在は42名の方に登録していただいております。その中から、担当課が個別にこういう条件というか、こういう審議会がありますので、参加していただけないでしょうかというような打診をして、御了解を得た人に委嘱をするという流れになっております。

○福田委員 その件は了解しました。

それから先ほど課長が答弁してくれた中に、学識経験者とか女性とか青年の方とかいうのがいろいろありましたけど、それは市長がそういう方々の中から推薦するというか、お願いをするという形で今までは進められてきているかどうかをお尋ねしたいと思います。

○秘書政策課長 委員の選任に当たりましては、前回の引き受けていただいた委員さんがまずもとになるんですけど、その後、その間いろいろな状況も変わっておりますので、改めて事務局で判断いたしまして、最終的には市長のほうから選出の決定をいただくということでお願いをしております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○尾関（昭）委員 今、報酬等審議会の議事録を見ていたら、ある委員の方が若い議員への報酬については引き上げてほしいところだが、全ての議員の報酬が同額であるため差をつける仕組みを設けてほしいと思いますという発言があって、それに対する答弁がないんですね、市側が。これって法律的に無理だよということなんですか。

○秘書政策課長 現行の法制下のもとではそういった議員さんの年齢とか、そういった何かによって月額に差を設けるとか、そういったところの規定ができておりませんので、そういったものを導入するに当たっては、国のほうにも確認をとりながら相当な検討を要する必要があるのではないかと考えております。

○尾関（昭）委員 あと県下の状況を踏まえて、妥当な報酬額に改定する必要があると言われていて、その今回の答申が妥当な金額なのか、もしくはさらにやっぱり市民の声を聞いて見直して、適宜というか、今は妥当になっていないからまだ下げていくということを検討するのか、どんな感じなんですか。

○秘書政策課長 結論から言いますと、今回の報酬等審議会の結果のこの答申によって、妥当であるという判断が最終的になされたものでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時40分 休憩

午前9時40分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第3号 江南市手数料条例の一部改正についてのうち
消防本部
の所管に属する事項**

○委員長 続いて、議案第3号 江南市手数料条例の一部改正についてのうち、消防本部の所管に属する事項を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○総務予防課統括幹 それでは、平成30年議案第3号について御説明申し上げますので、議案書の11ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部改正についてでございます。

1枚はねていただきまして、12ページをごらんください。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。

消防の改正分につきましては、12ページ上段に掲げております。

参考といたしまして、新旧対照表を14ページから15ページに掲げております。

なお、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○稲山委員　そもそも論であれなんですけど、この53万円から57万円に上げる意図というのはどこから来ておるわけなんでしょうか。

○総務予防課統括幹　53万円から57万円に増額ということですけども、これは人件費の単価及び物件費の変動に伴い、現行の手数料の標準額との差が大きくなったため、改正されたものでございます。

○稲山委員　それでは、現在この危険物製造所等の設置許可を受けたところというのは何カ所ぐらいあるんですか。

○総務予防課統括幹　今回の改正される準特定屋外タンク貯蔵所というのは、江南市にはありません。

○稲山委員　としますと、この人件費等の高騰だとかといったことというのは、これは県か国からのそういった指示のもと改正されたということでしょうか。

○総務予防課統括幹　そのとおりでございます。江南市にはございませんが、地方公共団体の手数料の額の一部改正という政令がありまして、それが一部改正されますので今回増額になったものでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○東委員　ちょっと全体を、私よくわからんもんで、申しわけないんですけど、ほかにも多分あるんでしょうね、多分、手数料というのは、他の項目でも。それで、今回ここだけが出てくるわけですけど、人件費の単価が上がるだとかが理由だというふうになると、ほかのもし手数料があるという事業があった場合、ほかでも上がってもよさそうな気もするんですけど、なぜこれだけが上がるのかというのがちょっとあるんですけど。

○総務予防課統括幹　消防法に係る手数料、そのほかにもたくさんあるんですけども、全ての手数料について総務省により検討がなされ、その結果、増額が必要なものを今回の対象としているところであります。

今回、なぜこの2つだけ準特定が上がるかということは、この準特定屋外タンクというものは専門的知識が審査するのに必要なものでございますので、

市町村が審査するのは難しく、危険物の保安技術協会というのがありまして、そこへ委託します。その協会の人件費と、あと物価の変動、また審査基準が高度化になったということで、人件費と物件費が変動するというので、この危険物保安協会を通さない手数料に関しては増額はされておられません。

○東委員　これだけが、この準特定屋外タンク貯蔵所の検査に係る事業だけが保安協会に委託するという。ほかのいろいろそういう検査する危険物の幾つかを江南市は抱えておるわけですけど、実際そういうのは基本的に消防の職員さんがやっただいておるわけだということで整理できるのかなという気がするんですけど、普通に思うと、専門家に委託するからその部分がというのが総務省の見解だという話ですけど、実際には仕事をやるということでいけば職員さんも皆同じような形で、それに携わって従事していただければ、そういう部分でも何か上がってもよさそうな気もせんでもないんですけど、同じような仕事をやられるということで。その特定の委託をするということでもなくとも、職員の方たちだってそれは専門性を持って、危険物の他のいろんなものに対する仕事をやっただいておるんですよ。そういうことで、何らそういう総務省のあれは何もなかったということですかね、そうすると。

○総務予防課統括幹　この危険物保安技術協会で審査するものは、今回の準特定屋外タンク貯蔵所と、もう一回り大きいもう一つ上の特定タンク屋外貯蔵所というのがあります。この2つに関しては、ここの危険物保安技術協会のほうに委託して審査をしていただくんですけども、余り検査数も少なく、人件費、また物件費だけが上昇していくという中で、また検査も高度化、専門化ということで、非常に人件費がかかるということで、今回、標準額が増額されたものでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時48分　休　憩

午前9時48分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号 江南市交通安全事業基金の設置、管理及び処分に関する
条例の廃止について

○委員長 続いて、議案第19号 江南市交通安全事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 それでは、議案書の110ページ、議案第19号 江南市交通安全事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について御説明させていただきます。

111ページをお願いいたします。

江南市交通安全事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例（案）でございます。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員 廃止をするために廃止すると書いてあるんですけど、要は、そうすると現在の現時点で基金残高はないということになるんですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 平成28年度末を申し上げますと、基金残高といたしまして1,031万8,261円でございます。

○東委員 平成28年度末でね。それは平成28年決算という意味ですかね。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 はい、そのとおりです。

○東委員　私が聞いたのは、今、現時点。現在はもう平成30年の今はもう3月のきょうは8日か。この時点で残高は幾らかというのはわかるのでしょうか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　平成28年度決算ベースの金額と同額の1,031万8,261円で、今後、基金の運用をしております基金利子が3月20日に満期を迎えまして、その利子額といたしまして1,000円入ってくる予定でございます。

○東委員　ちょっとごめん。聞き漏らした。申しわけない。

平成28年度末で、先ほどの一千何がしがありましたよと。平成28年度末でしょう。つまり平成28年度末というのは平成28年度、平成29年3月末でいいんだね。平成29年度、仕事をやっておるんじゃないですかね。平成29年。平成29年にやっているいろいろ使われたんでしょう。最終的にその基金利息だけが出てきて、それが3月20日で1,000円になるという、それは見通しということですか。例えば現時点でこういう、帳簿上ないでよくわからんでいかなのですが、現時点で幾らと聞いた質問に対しては、現時点では幾らと答えるのが正確なんですかね。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　こちらの交通安全事業基金ですけれども、毎年度、運用を実施しております、年度末に、基本的にいいますと基金運用後の利子等が歳入した折に歳入を計上いたしまして、基金のほうから年度分の取り崩しを実施しておりますので、私の答弁させていただきました平成28年度末の基金残高が現在の基金残高と同額となるものでございます。

○東委員　こちらのイメージとしては、現在で幾らかという質問はしてはいかんわけだ。現在幾らあるのという聞き方をしても、それは出ないということなんですか、要は。そういう世界かね、これは。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　現在、幾らあるのかと言われますと、毎年度取り崩して、先ほど申し上げましたように取り崩しは年度末、基本的にいうと今まで例年ですと過年度でございますと、実際に基金のほうを定期とかで運用しております、運用日以降の年度内に基本的にいうと基金から該当金額を繰り入れしておりますので、先ほど申し上げまし

たように現在高でいいますと、基金の帳簿上は先ほど申しあげました平成28年度末決算ベースと同額の1,031万8,261円となるものでございます。

○東委員 平成28年度末という言い方は平成29年3月末ですね。そうすると3月末、今年の平成29年度の末、その最終末は3月20日なんですか。よくわからんな。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 平成28年度末の基金残高1,031万8,261円に対しまして、3月31日から本年の3月20日までで基金運用、定期をしております、これの満期日が3月20日でございますので、この施行日につきましては3月20日に満期日を迎えます基金利子を同日に基金のほうに積み立てまして、その後、利子額と合わせまして先ほどの平成28年度末の残高を合わせた1,031万9,261円を3月20日に一般会計のほうに基金から繰り入れを行って、3月21日より廃止いたすものでございます。

○委員長 暫時休憩します。

午前9時55分 休 憩

午前10時01分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時01分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

危機管理室

市長政策室

総務部

の所管に属する歳入歳出

○委員長 続いて、議案第22号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第8号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、危機管理室、市長政策室、総務部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法でございますが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、市長政策室地方創生推進課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課の所管について、議案書の該当ページを申し上げます。

最初に歳入ですが、154、155ページをお願いします。154、155でございます。

中段の16款1項1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金、説明欄はふるさと寄附金でございます。

続きまして、歳出でございます。

2枚はねていただきました158ページ、159ページをお願いします。

最上段の枠の囲みがございます。2款1項1目地方創生推進費でございます。該当箇所は以上であります。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、続いて秘書政策課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

- 秘書政策課長　それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明させていただきます。

歳出でございます。議案書の158ページ、159ページをお願いいたします。

中段の2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の公共施設整備事業基金管理事業でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑もないようでございますので、続いて総務部総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 総務課長　総務課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の154、155ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

下段、19款諸収入、5項雑入、2目雑入、11節雑入、説明欄、交通事故損害賠償金1万5,000円、自動車損害共済災害共済金42万6,000円の増額をお願いするものでございます。

158、159ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段、2款1項4目行政事務費、公用車運行管理事業修繕料、自動車で44万1,000円の増額をお願いするものでございます。

修繕につきましては、業務に支障が生じますので、予算流用で対応させていただきます。議決後、流用戻しをしますのでよろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

- 古田委員　最近、公用車の事故が多いのでちょっとお尋ねしたいと思えますけれども、一つは高齢者いきがい課の図面が出ておりますけれども、事故

ですが、もう一つのほうは議案の説明ではタイヤチェーンを外す際にブレーキとアクセルを踏み間違えたという説明があったと思いますがけれども、一般道を走行していない場合であっても、ハンドルを握る以上、細心の注意を今後もしていただきたいと思います。

私の記憶では、当日は未明から雪が降っていて、雪道の対応の装備のない車で運転ができない状況であったと覚えているんですけども、今回は広報の配付のタイミングと重なったわけでありまして、こういった雪が降ったときであっても公務を進めていかなきゃいけないというところがあったと思いますがけれども、ちょっとそこでお尋ねしたいと思うんですけども、公用車のスタッドレスタイヤ、一般的に私どもは大体12月から3月ぐらいまで雪が降るんじゃないかということで、スタッドレスタイヤに皆さんかえてみえると思うんですけども、公用車のスタッドレスタイヤの装着率といいますか、何台ぐらい装着をしているのかということをまずお尋ねしたい。

○総務課長　　今、総務課のほうで管理しております公用車については、スタッドレスタイヤを使用している車は一台もございません。今後、少しずつになるかと思いますが、スタッドレスタイヤのほうを準備していきたいと考えております。

○古田委員　　特に決められているところはどうやっても出動していかなきゃいけないと。多分、今公用車についてはないということですので、慌ててタイヤチェーンを、私もようつけないんですけど、なれないチェーンをつけながら、例えば高齢者の介護の訪問とか、そういうのだともう時間が決まっているので、そういうのをやっていると思うんですね。だから、全部つけろとは言いませんけど、何台かでも装着できるスタッドレスタイヤに、今やっていきますと答弁されちゃったんですけど、今後、検討していただきたいと思いますので、要望しておきますのでよろしく願いいたします。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

○牧野委員　　ちょっとよくわからないので聞きたいんですが、この159ページの見方なんですけれども、この自動車損害共済災害共済金というのは、年間幾ら払っているんですかね。ここ過去3年ぐらいでその金額って増減ありますかね。

- 総務課長　こちらのほうですけど、任意保険になるわけですけど、そちらのほうは全国市有物件というところの保険に入っております、今年度の予算ですと、平成30年度ですと、その共済金の保険は61万円ほど保険を掛けております。
- 牧野委員　この対象の車の数と、これは自損だとか他の車とか、いろいろぶつかった場合の保険ですよ、人身を含めて。これ何台に対して、61万円、年間。
- 総務課長　総務課のほうで来年管理いたします公用車につきましては40台ございまして、それに対する保険のほうで来年度、約61万5,000円ほどになっております。
- 牧野委員　過去の数字もほぼ一緒ですかね。
- 総務課長　過去3年はちょっとわかりませんが、平成29年度ですと59万円ほど。公用車は37台となっております。
- 牧野委員　ごめんなさい。あんまり安かったんで少し聞きたいんですけども、これはその金額的なもの、対人対物含めて、どれぐらいの補償内容になっているんですか。
- 委員長　暫時休憩します。

午前10時12分　休　憩

午前10時13分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。
- 総務課長　対人につきましては無制限となっております。
対物につきましては責任額が1,000万円となっております。
公用車の修理費につきましては、使用年数によって毎年減ってきているような状況でございます。
- 委員長　ほかに質疑はございませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕
- 委員長　質疑も尽きたようでございますので、続いて行政経営課について審査をいたします。
当局から補足説明がございましたらお願いいたします。
- 行政経営課長　平成29年度江南市一般会計補正予算（第8号）の行政経営

課の所管につきまして説明させていただきます。

歳入でございます。議案書の154、155ページをお願いいたします。

17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、別冊の平成29年度3月補正予算説明資料をお願いいたします。説明資料の4ページをお願いいたします。

一般財源調でございますが、17款繰入金は財政調整基金繰入金でございます。

以上でございます。補足説明はございません。お願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、続いて危機管理室防災安全課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 それでは、防災安全課所管について御説明させていただきます。

歳入につきましては、議案書の154ページ、155ページの上段に15款1項2目1節利子及び配当金、江南市交通安全事業基金利子、その下、17款2項1目1節基金繰入金、江南市交通安全事業基金繰入金を掲げております。

歳出につきましては、2枚はねていただきまして、158ページ、159ページの下段、2款1項5目防災安全費、交通安全施設設置事業からはねていただきまして、160ページ、161ページの下段、交通安全事業基金管理事業までを掲げております。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時15分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

○委員長 続きまして、議案第33号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第9号）のほうへ審議を移ります。

第1条 歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入を議題といたします。

それでは当局から補足説明がございましたら、お願いいたします。

○行政経営課長 平成29年度江南市一般会計補正予算（第9号）の行政経営課の所管につきまして説明させていただきます。

歳入でございます。

議案第33号の議案書6ページ、7ページをお願いいたします。

17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で江南市財政調整基金繰入金でございます。

以上でございます。補足説明はございません。お願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員　　ここしか聞けないところだと思いますので、実際に予算は支出は教育だもんだから繰入金のほうで聞きますけど、もともと当初というか、平成30年度で予定はしておったというような説明がありましたよね。予定というのはあくまでも、ただ予算書そのものにはもともとなくて、我々に配られておる実施計画には3年計画で小学校、中学校の計画が出されておるわけにありますけど、もともとはどこまでがこちらの部分かよくわからんでいかんけど、こういう場合にいわゆる国の補正予算が追加されたというのが前提だということではなかったんでしょうか。

○行政経営課長　　国の補正予算のほうにはエントリーしておりましたので、今回、国の補正がつきましたので、そちらのほうを優先してやっていくという考えでおりました。

○東委員　　まあ、時々ある話ですけどね。こういうことがあるんですけど、そうすると例えば、これ教育に入ってしまうのでよくわからんけど、見込み見込みで計画を立てているじゃないですかね。これをもし立ててないと、本来とれないですよ、多分。その場合って、もともと上のほうの起債は教育になってしまうので、よくわかりませんが、差額が繰入金ですから、これもあくまでも当初予算じゃなくて、実施計画で出されている数字と若干起債の額から見ると一般財源の出し方がちょっと違う内容になるんですけど、その辺もあくまでも国との関係で、国がそんだけ見ますよということで、基本的に起債はそれだけ見てくれるということの判断のもとで出るということではよろしいんですか、そこのところは。

○行政経営課長　　そうですね。実施計画のときからちょっと設計はもう一回見直ししておりますので、数字的な違いは出ているかと思っています。ただ、国の国庫につきましても、ある程度固定した金額で固まっていると思いますので、ちょっとやりとりは済みません、教育がやっているものですから詳細はちょっとわかりませんが、多分その起債についても国庫についてもある程度固まった数字で、設計のほうはちょっと見直しはしていますので、一般財源の繰入金については、多分実施計画のときとはちょっと変わってきていると思います。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前10時20分　　休　憩

午前10時21分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第33号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時22分　　休　憩

午前10時34分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

議案第26号　平成30年度江南市一般会計予算

第1条　歳入歳出予算のうち

危機管理室

市長政策室

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条　継続費

第4条　地方債のうち

全国瞬時警報システム更新事業

消防施設整備事業

臨時財政対策債

第5条 一時借入金

第6条 歳出予算の流用

○委員長 続いて、議案第26号 平成30年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、危機管理室、市長政策室、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出、第2条 継続費、第4条 地方債のうち、全国瞬時警報システム更新事業、消防施設整備事業、臨時財政対策債、第5条 一時借入金、第6条 歳出予算の流用を議題といたします。

なお、審査方法でございますが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、議会事務局議事課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○議事課長 それでは、議会事務局議事課の所管につきまして御説明させていただきますので、一般会計予算書及び予算説明書の66、67ページをお願いいたします。

歳入はございませんので、歳出につきましてお願いをいたします。

66、67ページから72、73ページの上段までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、続いて危機管理室防災安全課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 それでは、防災安全課所管について御説明させていただきますので、別冊の一般会計予算書及び予

算説明書をお願いいたします。

歳入につきましては、24ページ、25ページの最上段に、12款1項1目1節総務管理使用料、説明欄、防災安全課、防災センター目的外使用料。

少しはねていただきまして、40ページ、41ページの上段に、13款4項1目1節総務管理費交付金、社会資本整備総合交付金。

2枚はねていただきまして、44ページ、45ページの最上段に、14款2項1目1節総務管理費補助金、説明欄、防災安全課、元気な愛知の市町村づくり補助金、南海トラフ地震等対策事業費補助金。

少しはねていただきまして、52ページ、53ページの上段に、15款1項1目2節使用料及び賃借料、説明欄、防災安全課、防災センター自動販売機設置場所貸付収入。

少しはねていただきまして、60ページ、61ページの中段に、19款5項2目11節雑入、説明欄、防災安全課、放置自転車等売却代、放置自転車等返還金。

はねていただきまして、62ページ、63ページの中段に、20款1項1目1節総務管理債、全国瞬時警報システム更新事業債を掲げております。

歳出につきましては、114ページ、115ページの上段、2款1項7目防災安全費、人件費等から、少しはねていただきまして、126ページ、127ページの下段、防犯対策事業まで。

大きくはねていただきまして、232ページ、233ページの最上段、3款4項2目災害救助費、災害救助事業を掲げております。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。なお、別冊の当初予算説明資料の18ページ、19ページに位置図を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○牧野委員　収入の25ページで、予算書の。

防災センター目的外使用料、職員組合93.58平方メートルというのの賃料というのが入っているんですけども、これはちょっと防災安全課と違うん

だけど、その下のほうを見ていくと同じページの中に食堂施設と尾張北部環境組合というのが、これもその賃料が来ているんだけど、この基準単価の出し方とか光熱費というのは、また優遇措置とかいうようなものは、この職員組合に対してはあるのかないのか、算定基準みたいなのをちょっと教えてほしいんですが。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　　まず、職員組合に対する目的外使用料といたしまして、建物と土地それぞれ延べ床面積に対する使用面積割合で算出しておりまして、その金額が、それぞれ建物が56万1,091円、土地が12万6,583円でございます。これと電気代を合わせまして、これも面積案分で平成28年度の実績に基づいて算出しておりまして、その金額は10万3,548円で、合計87万1,628円となるもので、職員組合に対しての減免等は入っておりません。

○牧野委員　　わかりました。この土地建物のコストで、例えば建物を何十年計算してこの年間56万1,091円としているんですかね。土地代は固定資産税の評価額だと思いますが。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　　建物につきましては建築価格の70%、建物の適正な評価額といたしまして建築価格の70%としております。

○牧野委員　　70%というのは、例えばよくわからんけど、5億円でできてこの床面積分の金額を出して、それに70%してということですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　　こちらにつきましては、この適正な時価といたしまして正常な条件下において成立する取引価格、再建築価格を基準といたしまして、再建築価格の取得価格に対する割合を非木造の構造でございますことから70%ということで、建築価格70%としておるものでございます。

○牧野委員　　わかりました。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

○稲山委員　　117ページの災害時対応事業の中の備品購入費の中の、多分今回初めてかどうかわかりませんが、この非常用飲料水の生成器と非常用のろ水器というのが2つ、今回備品購入費に充てられておるんですけど、

これのおのおのの台数と、これはどこに設置されるものなのからお聞きしたいですけれど。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 非常用の飲料水生成器と非常用ろ水器、いずれも各1台の購入を予定しております。

○稲山委員 あと設置場所。これはどこに置くのか。どこかにしまっておくのか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 非常用飲料水生成器につきましても、これは空気中の水分を吸湿して飲料用として生成できる機械でございます、1日4リットルほど生成することができます。

これを広く一般家庭に広めるために、まずもって購入を、できるだけ早い時期に購入させていただいて、まず市長室に置かせていただいて、当然、来客者の方にまず啓発させていただき、その後市役所の1階、案内の横ぐらいのところで市民向けに啓発した後、一定期間を経過した後は防災安全課のほうで各自主防災会の合同訓練等の啓発用に搬出して啓発を行う、一般家庭への普及促進を目指してまいりたいと考えております。

また、非常用ろ水器につきましても、これは一番高性能のもので、今まで私ども、3台ろ水器を持っておるんですが、ほぼほとんどの汚れた水でも特殊なる過フィルターを通りますので、本当に飲料用として使用ができることから、今検討段階なんですけれども、新しく5月に供用開始が見込まれております江南市スポーツセンターに配備を考えておるところでございます。

○稲山委員 非常用飲料水生成器、空気から4リットルつくるといふものだそうなんですけれども、置かれるのが市長室に最初ということなんですけれども、ちょっと逆じゃないかなあと思うんですけれども、最初にやっぱり一般市民の方に広げるなら市民サービス課に置いていただいて、それを市民の方に飲んでいただくというのが筋じゃないかなあと思うんですけれども、この点いかがお考えですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 今委員が言われるように、当然、市民への啓発も必要でございますが、その辺のところは市長室、来庁者の方も考慮いたしまして検討してまいりたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

- 稲山委員 要望ではありませんけれど、そういうことであるなら最初から15万円ということですから、2台分ぐらい予算をとっていただいて、市長さんにそんなに飲んでいただきたいなら置いておけばいいんですけど、やはり第一は市民の方に広げるといことでありますので、最初に市民の方に、1階に置いていただいて飲んでいただいて、これはこういうものだよということを広げるのが筋だと思いますので、意見として言わせていただきたいと思います。以上です。
- 委員長 意見として聞いておいてください。よろしくお願いいたします。
ほかに質疑はございませんか。
- 福田委員 今のところ関連ですけど、ちょっと確認ですけど、ろ水器というのは3台今あるということでありました。それはどこに設置してあるのか。
- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 現在、この3台のろ水器につきましては、防災センターの1階に保管しております。
- 福田委員 3台ともですか。
- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 はい。
- 牧野委員 119ページの一番上の家具転倒防止、これは30万でいいんですが、1万円も上げてもらっていいんですが、これをなぜ立てなかったかということがある。この全庁舎の転倒防止を、この前福和先生が言われて3年越しですけど、県庁なんかを見に行きますと、キャビネットも保管庫も全部転倒防止がついているんですよ、当然ですけどつけたので、市役所がついていないので、一回これを予算化して、結構かかるんです、実は。労力もかかるし金額もかかるんですが、やったほうがいいと私は思うので、今ごろこれはちょっと遅いんですけど、予算には。そういったことを検討して、防災でやるんじゃない、これは。総務でやるの。違った、質問の仕方が。いいです、これで。また後ほど。
- 委員長 市民向けなものですから。補助金、助成金なもので。いいですか。
- 尾関（昭）委員 先ほどのページ、117ページに戻りますが、19番災害時給油所石油燃料備蓄事業負担金というのは、どちらへお支払いするものなんでしょうか。どのような事業でしょうか。
- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 こちらは、災害時にお

いて実際に石油類の燃料を確保するために年間5万円支出しております、江南市でいいますと尾張油業さんのほうで確保していただいて、ガソリンを2.5キロリットル、軽油を2.5キロリットル保管していただいて、災害時において優先的に供給していただける協定に係る負担金でございます。

○尾関（昭）委員 たしか尾張油業さんは、停電時も給油は可能なガソリンスタンドだという記憶があるんですけど、市内ほかのスタンドさんでもそういうことをやっていくという取り組みはないんですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 こちらについては、基本、県が取りまとめして県のほうから指定ということで、江南市の場合ですと事業所として尾張油業さんの1件という形になっております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○古田委員 先ほどの119ページの家具転倒防止の助成金ですけど、限度額1万円で30万円の予算の根拠は。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 毎年度、実際に実績額はもう少し、非常に低い金額なんですけれども、もともと現在、実際に平成28年度からこの家具転倒防止の補助金も5,000円から1万円に上げて、普及を少しでも、転倒防止を各家庭に充足していただく目的で補助金を1万円に平成28年から上げております。

そうしたことから、平成28年、平成29年と実施してきたところでございますが、まだ少し実績額としても低うございますので、今後、さらなる啓発をさせていただいてというところで、予算額は30万円のままで、当初計上させていただいておる金額で進めていきたいと考えております。

○古田委員 参考に平成28年、平成29年は何件ありましたか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 平成28年は28件、16万円9,000円、平成29年は12件、7万9,800円でございます。これは今現在でございます。

○古田委員 やっぱりちょっと市民の危機感が足りないのか、こういう補助金があることを知らない市民も多いのか、もうちょっとPRに努めていただきたいと思いますので、先ほど聞く前にPRに努めますと言われたんですけど、広報やいろんな区などを通してPRしていただきたいと思いますので、

なかなかこれだけ1万円の補助があるところは少ないので、よろしくお願ひ
したいと思います。

○委員長 意見でいいですか。

○古田委員 いいです。

○委員長 わかりました。

ほかに質疑はございませんか。

○東委員 121ページの中段の瞬時警報システム更新事業、新しく政策的事
業として位置づけされておるんですけど、要はもともとやっておるわけ
ですけど、それで今回の場合は今までとどの程度違いが出てくるのかとい
うことがあるんですけど、現実には。その瞬時というのが今までどの程度
がどうなるのかというのがあるわけですけど、現実には。その辺のところ
がまず確認したいことと、それから実施計画のほうにもうちょっと詳しく
出しておるんですけど、この場合、特別警報などの情報を伝達するため
というあえて説明書きがあるんですけど、事業内容に。その辺の特別警
報などの内容ということと、それから今までとどの程度、その瞬時とい
うのが変わるのかというのがちょっと確認でお聞きしたいんですけどね。
2点ですね。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 まず、委員お尋ねの特
別警報につきましては、緊急地震速報であったり、当然弾道ミサイルや何
かの発射の系統、気象庁から送られてくる気象に係る警報等のそういった
大きな、重大な災害に係る警報等でございます。

また、この自動機能に要する時間は、もともと標準、現在だと9秒ない
し10秒ぐらいのものが2秒に短縮されるものでございます。

○東委員 逆に言えば、これは全国の自治体にこれが全部、強制的とい
う言い方は変ですけど、手配されたということになるんですかね、これは
そうすると。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 こちらにつきましては
国のほうから、もう平成31年度からは新型受信機じゃないと受信が
できませんよと。ある意味情報を少しでも早く、当然、国民に伝えるとい
うもともと目的で、新しい新型受信機に更新をいたしませんと平成31
年度から受信ができなくなるという状況でございます。

○東委員　この旧のものは使えないというような言い方みたいに聞こえますけど、そういうことなのでしょうね。

そうすると、財源としては地方債を含めということになっていますよね。見方はよくわからんですけど、一応100%とは書いてあって、一応510万円は地方債で借りようと。事業費としては519万3,000円とちょこっと端数は出るんですけど、本来、国が一斉にやれというんだったらそれなりの財源手当てもあってもよさそうな気もするんですけど、全部借金で、結局これは全部市が持たないかんようになっていっているように見えるんですけど、その辺のところはちょっとどういうふうに考えておけばよかったですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　こちらにつきましては、まず地方債の充当額につきましては既設の機器の撤去費、処分費は除いた形で、それ以外の経費について100%という形で10万円単位で整理させていただいて510万円の地方債の借り入れとなったものでございます。

また、財源措置につきましては、基本的に後年度地方債の借り入れ分に対する交付税措置、地方債の70%、後年で措置されるものでございます。

○東委員　そうすると、既設のものは撤去してという言い方ですけど、それはそれで自前でということですね。それはじゃあわかりました。

それで交付税というのはいつもの、その分余分に来るわけじゃないでね、交付税というのは大体が。それで見てあるというだけの話であって、ほかのものが使えないじゃないかと私はいつも思ってしまっただけど、そういうのは。

あともう一つ、この予算上どこにどう出てくるわけではないんですけど、先ほどの特別警報のときに紹介した実施計画のところの文書の中に、ちょっとこの更新事業とは別なんですけど、中身はね。この間の例のゲリラ豪雨などの対策の問題で、特にこの前、五条川などで越水があったわけですけど、避難基準の見直しに取り組む必要があるという課題として掲げられておるんですね、災害対策で。これはその防災対策などの災害対策をもう一回見直しをするというふうに考えてみえるということですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　これにつきましては、もともと水防法等の改正によりまして、今河川を3つの種類に区分しており

ます。洪水予報河川、水位周知河川、その他河川と。もともとその河川の当然流量とか流域とかそういったものを勘案して、洪水予報河川、水位周知河川、その他河川と位置づけをしております。

そうした中で、木曾川でも同様なんですけど、今までの雨量のもともこのだけの雨が降ったときに、例えば堤防が破堤したらどうですよというシミュレーションの前提を、当時は計画雨量に基づくL1というものでやっておったものが、理論最大想定というL2というものを持ってまいりまして、それによって木曾川は既に洪水浸水想定が見直されております。

これと同様に、五条川であったり青木川についてもやっていこうと思っておりましたところ、県の説明会の中で、私どもの五条川とか青木川でも、私どもは上流部に位置しておりまして、それほど流量がないものですからその他河川の位置づけで、そのL2までの作業がL1のほうに、先ほど申し上げた洪水予報河川、水位周知河川のランクの上のものを先に、L2の最大想定レベルの洪水浸水想定を実施した後に、過去の被害が大きかったところをその後シミュレーションをやっていくよという御説明を県のほうから受けました。

そうしたことから、待つてはおれないので東海豪雨等の過去の最大想定に基づきまして、現在、県のほうからそのデータを取り寄せておりまして、それに基づきまして青木川、五条川流域の浸水想定を見直ししまして、それに基づいて避難勧告等の基準も見直してまいりたいと考えております。

○東委員 たまたま委員長さんでしたか、一般質問で木曾川の従来のハザードマップと違うのも出されていますよという紹介がありましたけど、それは今の木曾川のL2になったというふうに該当するというものでいいんですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 はい、そのとおりでございます。

○東委員 たまたまここは防災安全課なものですから、河川からの影響に対する対策というふうな見直しが検討されることになってはいますが、実際には、市民の生活から考えれば豪雨対策というのは河川だけではないというのがイメージとしてあるわけですけど、その部分では、逆に言えば土木のほうでやっておるわけですけど、そことの関係も出てくるんですか、こういう見

直しをやるということは。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 基本的には、河川のそういった洪水浸水想定ハザードマップ等、そういったものの本来の策定は、もともとどこの堤防が破堤したらどういった被害が出るという、そういったポイントを決めてシミュレーションを行って、本来洪水浸水想定を決定しますので、基本的にいえば河川サイド、治水で担当する部分でございますが、当然、今後その後浸水想定で、逆に言うと判断基準を作成していく上で、現在ですと土木課の治水グループと私どもで連携して作成というか、従事してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続きまして市長政策室地方創生推進課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課の所管について、予算書の該当ページを申し上げます。

最初に歳入でございます。30ページ、31ページをお願いします。

最下段、12款2項1目総務手数料、1節総務管理手数料、説明欄の地縁団体証明手数料でございます。

次に、52ページ、53ページをお願いします。

中段の15款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金、説明欄は地方創生推進課の江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

1枚めくっていただいた54、55ページをお願いいたします。

最上段、16款1項1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金、説明欄はふるさと寄附金でございます。

その次のページ、もう一枚めくっていただきました56ページ、57ページをお願いいたします。

19款5項2目雑入、説明欄下から3行目になりますが、1節の市町村振興協会基金交付金と、そのすぐ下の2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、60、61ページをお願いします。

19款5項2目雑入、11節雑入、説明欄では中段あたりに地方創生推進課とございますが、その市勢要覧売捌収入から4行下の有料広告掲載料まででございます。

続きまして、歳出でございます。

72ページ、73ページをお願いします。

2款1項1目地方創生推進費が地方創生推進課の所管でございます。

そこから80ページ、81ページへ飛びますが、80ページ、81ページの秘書政策費の手前、最上段、地域連携事業までが該当部分でございます。

該当ページは以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○牧野委員　57ページの歳入でお聞きしたいんですが、市町村振興協会新宝くじ交付金1,324万9,000円。こういう金額の、これはこちらが要望を出して来るものなのか、市に対してある程度割り振ってくるものなのか、何か事業計画なのか、ちょっとその金額の決まり方について教えてもらいたいんですが。

○地方創生推進課長　まず、市町村振興協会基金交付金はサマージャンボの宝くじの収益から、新宝くじ交付金は秋に発売されますハロウィンジャンボ宝くじの収益基金からの交付金となります。

宝くじは都道府県と指定都市 ―― 現在20でしょうか ―― しか販売できないため、それ以外の地方公共団体にも宝くじの収益を均てん化し、市町村の振興を図るため都道府県を通じて市町村に配分がまずされます。そういう仕組みになっております。

宝くじ全体の収益が各都道府県へは振り分けられるんですが、まず県内の市町村数と県内の人口、前年度の販売実績、それぞれ1対1対1の割合に応じて各都道府県へ配分されます。それで愛知県へ来ると。愛知県の中では均等割31.7%、人口割68.3%の割合で名古屋市を除く ―― 名古屋市は自分で販売できるということから除きますが ―― で交付されるものです。

県下の配分方法については各都道府県によって違ってまいります。完全な均等割のところもありますし、完全な人口割のところもございます。全体から都道府県へ配分されるのは、人口、市町村数、前年販売実績でということでございます。

○牧野委員 わかりました。均等割と人口割で愛知県下に配分されると。

課長さんのおっしゃっていることは間違っていないんですけど、私がちょっと知っていたのは、この宝くじのお金というのは、愛知県内で売れた宝くじに対して愛知県内で分配するというふうに聞いておったので、江南市で売れた分というのは加味されるかされないかということはどうなんですか。

○地方創生推進課長 江南市の販売実績は愛知県の販売実績となりますので、江南市へ直接は反映されません。間接的には県内で販売実績がふえると、後には江南市にもたくさん入ってくるはずですけど、直接は関係ないです。

○牧野委員 わかりました。何か宝くじは県内で買わなきゃだめだということが聞いておりましたので、そういうことだけです。わかりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○東委員 77ページの、いつもこれはお聞きするところです。一番上段のタウンミーティングを、市長が直接、市民の皆さんの声を聞いて市政に反映するんだということになっているわけですけど、具体的な、年3回ぐらいをやるというふうな目安はあるわけでありまして、例えばことしについては具体的にどういう方を対象だとか、あるいは地域だとか、そういうのは何か決まっておるんでしょうか。

○地方創生推進課長 平成30年度については未定でございます。予算は会場借り上げを3回ほどお願いしておりますが、今後、市長と相談して指示を受けながら、どういう地区でどういうグループの方とやっていくかを決定していくということで、必ず定例的に何月にやるとかいう形のものではなく、随時市長の必要に応じて開催をしております。

○東委員 昨年というか、平成29年は、余り直接はよくわからないんですけど、中学生とかそういう若い人たちとのこともあるよという話も聞いたりするわけですけど、今のところ市長と相談の上でということですけど、例えば行政課題、幾つかあるわけですよ。市長の思いが幾つかある課題があるわ

けですけど、そういうことを具体的に打開していくというのか、そういうところに極力反映させていくということがもしあるのであれば、そういうことが加味されて選ばれたり、あるいは設定をするのかという気もしたりするんですけど。

例えば、住民の側からこういうテーマでこういう形でという呼びかけをされることに対しては、それはちょっと困難なんですね。あくまで市長の側から、みずからが判断をしてみずから決めていくという範囲でしかやれないというふうに考えておけばいいですか。

○地方創生推進課長　まず、行政課題のほうにつきましては、市長のお考えは、若い方の意見が特に何というわけじゃないですけど、届きにくい、届いていないのではないかというような課題を持ったことから、中学生の方とか、成人式の実行委員会の方とか、大学生の方と話をし、その中で今若い方がどんなことを考えているかとかいう話を吸い上げていきたい。場合によっては中で、例えば図書館はどんなものがあるかというような投げかけもございしますが、基本的に若い方が何を今求めているか、考えているか、悩んでいるかを直接聞きたいというようなことで開催、平成29年度はいたしました。

また、議会のほうからは子育てをしているお母さんたちとも次回はというお話も聞いておりますので、その辺は少し考えていきたいなあと考えています。

市民の方からのお話については、聞かないとかそういう話ではないので、調整がつけば市長が出向いて、タウンミーティングという形になるのか、どういう形になるのかちょっとわからないですけど、あくまでもいろんな方の意見を聞くという姿勢、公聴を果たしていきたいということから、市長も調整がつけばお断りすることはないと思います。

○東委員　要望があつて、うまく日程的に合うとか、そういうことがあればやれそうだという雰囲気ですかね。その程度でいいですわ。

2つ目行きます。

その同じページの下段ですけど、市民・協働ステーションの運営事業というので、ちょっとこれは間違っておったら教えてください。

多分、これは従来ですと西庁舎で2階を使っておったわけでありまして、要はY o u・輝が5月から正式には移動をするんだというふうに聞いたわけでありまして、既にあそこは消費センターだったか、そういう形でもう位置づけされた建物でありまして、この協働ステーションそのものは、具体的に仕事の内容が大分場所的に縮小されてしまうんかなあというイメージは持つわけですが、実際には西庁舎での運営事業の、どの程度の部屋の使い方をするのかとか、その事業内容の規模としてはどの程度に縮小されてしまうのかというようなイメージを持ってしまいかねないんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

- 地方創生推進課長 2階のほうは、既に2月末で閉館して次の工事に入っておりますので、使用は1階の入った左のほうの会議室だけになっております。

ただ、平成28年度の2階の稼働率から見て、低いところは年間の稼働率が20%を切っている、20%から30%ぐらいの稼働率ということもございまして、1階の多目的活動室で十分、十分というのは譲り合ってやっていただけるのではないかなあと思いますし、地域での公共施設もございまして、まちの財産を、資産を生かしながら、活用しながら活動を継続していただきたいという視点でおります。

また、Y o u・輝が来るに当たって2階が使えなくなるということに対しては、市民協働市民活動推進協議会の皆さんにも大分前にお話しして、これぐらいのスペースになってしまうんだけどできるのだろうかという御相談もしながら進めてまいりました。

実際、この3月からなっているということで、新しい課題ができればそれに対応をまたしていく考えでおります。

- 東委員 もっと地域の資産の活用、資産という言い方がいいかわかりませんが、公民館がありましたけれども、それを具体的に、今までは余りなかったような気もするんですけど、そのことも含めて、場合によっては、場所によっては施設使用料なんかも発生したりするのかもしれないんですけど、そういうことになった場合にはそれなりに対応できるよということよろしいですか。

○地方創生推進課長 施設使用料につきましては、その施設のルールでお願いしたいと思います。地元でしたら地元の利用料があると思いますし、市の公共施設であれば時間当たり幾らとか、そういうふうで使用をしていただきたいなあと思います。

市民・協働ステーションにつきましても、登録団体、区町内会は別ですけど、基本登録団体を申請していただいて登録した団体の支援ということで使っていて、活動の支援ということで現在は無料になっておりますが、他の公共施設や地域の施設の場合はそれぞれのルールで使用していただくということになります。

○東委員 ちょっともう一点、1つだけ、次のページですけど、79ページのこれも最下段の部分ですけど、これも毎年予算化されておる話ですけど、まち・ひと・しごとの創生総合戦略推進事業というのが79ページの下段にあります。例年出てくるんですけど、ちょっと予算の書き方がいつもと違うなあという気がしたんですけど、この内容にまち・ひと・しごとの進捗管理と、これでいくとチームによる政策の立案ということで、特に若手職員の人たちの力を生かそうというような、前から聞いておるわけでありまして、この部分が。実際には進捗管理と政策の立案という部分は、これは仕事としては分かれるんですか、それとも一体のものなんですかね。

○地方創生推進課長 別だと考えていただきたいと思います。

進捗管理につきましては、事前の資料等を地方創生推進課のほうで作成いたしまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略の協議会——議会のほうからも参画していただいておりますが——のほうにお諮りして、進捗と内容を検証していただいて、次年度に向けての助言をいただいているというところでございます。

後段のプロジェクトチームのほうは、そこは同じグループでももちろんやっておりますが、違いまして、あくまでも総合戦略を具現化する上での課題について調査・研究して、年度内に1つ政策をつくって市の政策会議に諮っていくというのが大きな活動でございます。

○東委員 実績がたしかあった、実績というのかよくあれでしたけど、この政策の立案の中身ですけど、この辺のところは若手職員という言い方で始ま

ったのでしたか、ここは。具体的にはどうなんでしょうね、若手職員だけの範囲でやれるようなことなんでしょうかね、こういう仕事というのは。どうなんでしょうか。

○地方創生推進課長　もちろん庁内の公募に応じたやる気のある、全員やる気はありますけれど、特にやる気のある職員が仕事の合間を縫って集まって、勉強会を開いて一定のプランをつくっていくという形になります。年度によってはすぐ翌年度実施のものも過去にございましたけれど、必ずしもすぐ実施されるものばかりでなく、数年後に実は実施ができたということもございしますし、ということで、すぐ翌年度に反映すると、もちろん反映できるものがあれば一番いいんですけど、経営会議、幹部会のほうに、政策会議に組織を横断したメンバーが調査・研究した内容を報告していくというような形で今年度については終わっておりますけれど、子育ての世帯の移住・定住関係を調べて政策会議のほうへ報告したということで、一つ区切りは今ついたところでございます。

○東委員　そうすると、今たまたま平成29年度はそういうテーマの部分が絞られていって提案があったということですけど、いわゆる第6次総合計画も既に発表されて10年を見通された計画があるわけですけど、そういう計画との関係というんですか、ここの人たちのそれはどういう感じに捉えておけばいいんでしょうか。

○地方創生推進課長　平成29年度については、グループにテーマ設定から全て自分たちで拾ってほしいということで少し大変だったということもございしますので、平成30年度からは事務局のほうでこのテーマでということで、もう少し絞ったところで提示して勉強していただけないかなあというふうに考えております。その中では総合戦略を推進するということが目的ですので、総合戦略の推進する内容をつくってほしいという形です。

ただ、総合計画も総合戦略と整合を合わせたものになりますので、実質的には総合計画の推進にも寄与するものになってくるはずでございます。

○牧野委員　私もちょっと忘れちゃって、これは5年間計画で実現できるものというような何か期間縛りがあったような気がするんです。このメンバーは同じメンバーで、何年度までにこれはやるということでしたか。

○地方創生推進課長 計画は平成31年度まででございます。これは早期に効果を出すようにということで、5年間という短期間の計画になっております。これは、国と地方も全て同じ、現在のまち・ひと・しごと創生総合戦略は平成31年度までの短期間の計画となっております。

○牧野委員 それで、この計画をどこか地方創生の何とかへ出すと予算がついてくるんですか、まだ現在も。その計画を総務省であるか何とかへ出すと、地方創生。

○地方創生推進課長 計画をつくる段階では、国の支援を受けて計画策定をつくるように。

その後の具体的な事業につきましては、地方創生の推進交付金等の財政的な支援がございます。国の支援がございますので、出せばもらえるというものではないんですが、窓口はあります。そこで地方創生を推進していく先進的な取り組みを提案できれば、それについて一部交付金が交付されるという仕組みは現在もございます。

○牧野委員 この出せば、出さなくてもある程度来るのかもしれないけど、出して審査が通れば来るという期間が平成31年度末までなんですね。

○地方創生推進課長 交付金については毎年予算の関係上、毎年そういう平成31年度までではなく、毎年度ことしの予算は、例えば平成30年度の予算はトータルで幾らですというような形で示されますので、平成31年度まで国の予算が保証されているということは、そういう情報は伺っていません。

○東委員 これって、もう終わってしまうんじゃないの。その期間が過ぎると。そういうことじゃないの。

○地方創生推進課長 終わるとするのは江南市の計画のことですか。国の。

○東委員 国の。だって、こんなの国が号令かけてやったやつでしょう。

○地方創生推進課長 終期は決まっていますけれど、その後どうなるかは、まだ情報は入ってきてないです。法律では、自治体のほうは総合戦略をつくるように努めなさいよという条文のままですけれど、平成32年度以降のことは、まだ情報は入ってきてないということでございます。

○東委員 私ら、号令かけて終わっちゃって、あとはもうやらないかと思っておったけど、そうでもないんだ。

- 地方創生推進課長　それも含めて。
- 委員長　ほかに質疑はございませんか。
- 福田委員　同じページですけど、区長・町総代事業というのがあって、補助金交付金、まちづくり協力金というのが2,258万1,000円載っていますけど、これの内容と、例えば世帯割で補助金を出しているのかということと、昨年の予算、これは調べればわかったんですけど調べてないのでごめんなさい。昨年の予算と実績、決算の数字をわかれば教えていただきたいと思います。
- 地方創生推進課長　まず、昨年というのは平成29年度でよろしいですか。
まちづくり協力金につきましては区町内会のほうへ、広報配付ばかりでなく各種の協力をさせていただいているということから、協力金ということで年に1度交付させていただいております。
交付の算定基準は一定の単価、予算で申しますと585円に各区の世帯数、世帯数につきましては広報の配付数と合わせておりますので、単純に世帯数が多いところは多いし、少ないところは少ないという形になっております。
平成29年度の交付は3万7,893世帯に対して交付しておりまして、決算は2,216万7,405円となっております。
- 福田委員　大体一緒ですね。それと、区の申請によって世帯数、今広報の配付の数と世帯数というような、同数だというような形をお聞きしましたけど、各区からの今年度は何世帯ですよというような申請のもとに1世帯当たり幾らというのは決められているんですか。
- 地方創生推進課長　特に申請はいただいておらず、1月号の広報の配付部数をそのまま積算に使っておりますので、改めてお伺いすることはなしに、1月号の配付が100なら100掛ける585円、200なら200掛ける585円の金額を交付しているところでございます。
- 福田委員　その数字というのはかなり以前から決めていて、それがずうっと引き続いてその数字に、枚数になっているんでしょうか。
- 地方創生推進課長　広報の配付数につきましては実態と合わせていただくようお願いしておりまして、ふえたり減ったりしたごとに電話で連絡をいただいて数を最適というか、現状のほぼぴったりの数に合わせております。
- 委員長　福田委員、いいですか。

○福田委員 わかりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続きまして秘書政策課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○秘書政策課長 それでは、秘書政策課の所管につきまして該当箇所を説明させていただきます。

別冊の一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に歳入でございます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

上から2段目、15款財産収入、1項財産運用収入、2目1節の利子及び配当金、説明欄の上から4つ目の平成30年度から行政経営課の所管となります江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

少しはねていただきまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

61ページ中段、19款諸収入、5項2目11節雑入の説明欄、秘書政策課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から生命保険料等取扱手数料まででございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、80ページ、81ページの上段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の人件費等から、次の政策決定支援事業のうち総合計画推進事業は、今年度、行政経営課の所管ですので除きまして、その次の行財政情報収集事業から少しはねていただきまして、88ページ、89ページの下段、市民生活費の前まででございます。

次に、少しはねていただきまして、100ページ、101ページの上段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目行政経営費のうち、平成30年度から行政経営課の所管となります公共施設マネジメント推進事業及び公共施設整備事業基金管理事業でございます。

続きまして、別冊の平成29年度当初予算説明資料をお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

基金の状況のうち、上から3つ目の公共施設整備事業基金でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員　83ページの上段の布袋駅東複合公共施設はまだ変わってなくてよかったですか。これはこっちでいいんだね。

この布袋駅の例の公共施設の事業者選定が今年度予算として計上されておるわけでありまして、計画としては平成29年の主に幾つかの割合でもしかしたら計画書が示されて、具体的にいよいよ事業選定に入るということになるわけでありまして、実際には現状なかなかやりづらいなあというのは、土地の購入は他の部署がやることになっていきますので、順番からいくとちょっとどうなるかわかりませんが、土地の購入についてはここでは議論できるんですか。それはできないんやったね。

○秘書政策課長　土地の取得につきましてはまちづくり課、来年度都市計画課でございますけど、今随時進めておりますので、また聞くところによりますと、来年度の6月定例会にある程度の議案が出るのではないかとというふうには聞いております。土地取得についての。

○東委員　そうしますと、それはそれでちょっと別にしておいて、1つは、まずは計画がちょっと少しおくれておるというイメージがあるわけでありまして、平成29年、平成30年で今の進み方でいくと、実際には事業者の募集だとか、募集の時期というのはどのぐらいになるという見通しなんでしょうか。

○秘書政策課長　今予定しておりますのは、実施方針と要求水準書の案をお示しさせていただきまして、その後、事業者との直接対話に入りまして、引き続きまして募集要項の公表というところが一つの正式な募集の開始になると思っております。

それを迎えるに当たりましては、議会のほうにも債務負担行為をお願いすることによって募集を始めていきたいなあというふうには思っております。

これは、来年度の中旬あたりをめどに今動いているところでございます。

○東委員　つまり、年度の中旬というイメージだとあれだけど、いつごろというのは大体。

○秘書政策課長　済みません。予定としましては9月議会に債務負担行為をお示ししていきたいというふうに思っております。

○東委員　そうすると、それで土地の購入は都市整備部ですのでそれはちょっと置いておいてということになるわけですけど、既に昨年の決算のときには、基本的には借地方式も可能だというのが一つの正式な表明がされましたね。あの段階でまだ全面でやる購入がまだめどが立っていない時期でも、一応はこのコンサルタントの考え方としては、もともと計画は全部市の土地を借りてというのが前提でしたけど、よくわからなかったのは、市の土地は市が購入したら市からの貸与、もう一つは直接土地の所有者からの貸与ということなら、基本的には、業者にしてみればあくまでも借地方式というのは変わりませんよね、考え方としては。別に市が借りて、さらに市が貸すわけではないということ考えておけばいいんですか。

○秘書政策課長　今は、江南市が9,000平米全部を取得して、江南市が事業者にお貸しするというように考えております。ただ、可能性といたしましては、一部、土地の持ち主の方からお譲りいただけない場合は江南市がその土地をお借りしてということ。ですから、事業者に対しましては、あくまでも江南市が9,000平米をお貸しするという形でありますので、事業者にとっては変わらないということでございます。

○東委員　そうすると、直接事業者が市と直接土地の所有者との両方という形ではなくて、あくまでも全部市から借りるというやり方で。そういうことで。

○秘書政策課長　そうでございます。

○東委員　そういう場合、我々にこれもあくまでも予測という形で示された例のVFM、当時12.7%とあるわけですけど、そういうのは全面的に、全部が市のものにならなくても、あくまでも借りる側は市だけということになると、こういう数字は特に変わってくるわけではないでしょうか。借地の借地という方式の場合でもこのVFMというのは基本的に変わらないですか。

○秘書政策課長 大幅な変更はないと思っておりますけど、厳密に考えますと、地主さんから市がお借りする金額と市が事業者にお貸しする金額とか、その辺の細かい話になってきますと若干変更の予定はありますけど、大幅にVFMが変貌するようなことはないというふうに考えております。

○東委員 もう一点だけ。そうすると、一応9月が一つの目安として正式な募集をしていくということになるわけですけど、それまで一定の、募集の段階でもちょっとよくわからなくて申しわけなかったんですけど、募集の段階というのは大体どういうものをということまで打ち出すんですでしたか。それとも、それこそ募集して、単に借地方式でどういう人が手を挙げてこようとそれはまたその段階で決めるよということで見ればよかったんですでしたか。

○秘書政策課長 公共についてはおおむね基本計画ができておりますので、それをお示しできます。

民間部分については、あくまでも民間側の提案によるということですので、募集を開始しまして提案された内容を市のほうで審査した後に、最終的な業者さんを選定していきたいというふうに思っております。

○牧野委員 済みません。東さんが聞かれたそのとおりの、ちょっと私、年号がよくわからん、もう一回確認で同じ質問ですが、ことしの9月に債務負担行為を議会に上げるということですか。

○秘書政策課長 はい、その予定でございます。

○牧野委員 募集は、ことしの9月に募集をかけるということですか。

○秘書政策課長 そうです。債務負担行為議決後に募集を開始します。

○牧野委員 その確認だけです。それで結構です。それで今年度中に業者を決定するという方針ですね。

○秘書政策課長 はい。平成30年度中に事業契約が締結できればいいなあというふうに考えております。

○牧野委員 これで結構です。

それともう一個、同じ83ページ、これは私が知らないだけなんですけど、5,000円のさわやか行政事業というのは何ですか。ちょっとこれをお聞きしたいんですが。

○秘書政策課長 職員の市民の皆様に対する対応を、接遇の向上を図るため

に職員の内部組織でございまして、若手中心の職員が、いろいろどういった手法をとればより市民の皆さんに親切的な行政を行うことができるかというところを検討する組織で、2年に1回の設置で考えておりますので今年度は設置しないんですけど、昨年度はありました。また、改めて平成30年度も設置して、より接遇の向上に何か関するようなことをやっていきたいなあというふうに思っております。

○牧野委員　　ということは、前もやっていて、ことしも何か会議を開いてこんなことをやろうというようなことをことしもやるというのが5,000円の予算だということですね。

○秘書政策課長　　そうです。通常の話し合っただけではお金はかからないんですけど、中には過去のいろいろな事例なんかですと先進地ですね、そういったところに視察に行くということもございましたので、そういった場合等の費用も若干計上させていただいているところでございます。

○牧野委員　　わかりました。

○福田委員　　今、牧野さんと東さんが質問されました同じところですけど、9月の議会に債務負担行為というのがかかるということはわかりました。最終の完成目標というのは何年だったですか。東側、布袋駅東のいろんな施設などがそこへ移転して、民間も協力し合いながらやっていくという最終の。

○秘書政策課長　　これも業者側が民間施設をどれだけの規模を持ってくるかによって総工期間も変わってくると思いますので、また平成30年度中に契約できたとしても着工が平成31年度の設計から始まりまして、中旬ぐらいから着工に始まると思います。そうしますと、そこから少なくとも1年ぐらいはかかると思いますので、早くて平成32年度末から平成33年度ぐらいではないのかなあというふうに見込んでおります。

○福田委員　　今、まちづくり課のほうで土地の購入、あるいは借地ということを進めているんですけど、これが借地でもいいよというような形を言われているんですけど、そのバランスが民間業者には、江南市がどちらでもいいからまず土地は集めて江南市が貸すという形をとられるはずですので、行政は関係ないと思いますけれども、そのところがちょっと心配なんですけどね、僕。本当に江南市が全額9,000平米を購入して、それを借地するとい

うならば民間の方たちも参入しやすいんですけど、その辺のところはちょっと不安なんです。

- 市長政策室長　　今、借地ということも念頭に置いておるといようなこと
でございまして、今、用買チームのほうは全て買い上げるといようなこと
でしっかり動いていてくれていますので、私どもとしては、今の段階では市
長・副市長初め、全て江南市の土地として買い上げるというところで一生懸
命やらせていただいています。

ただ、相手の方がございますので、そういう中では一部借地といような
場合でも事業としては成立するといことでお話を申し上げておりますので、
買い取りといことで一生懸命、誠意、努力いたしております。よろしくお
願ひいたします。

- 委員長　　いいですか。ほかに質疑はございませんか。

- 牧野委員　　101ページもこの管内でしたか。公共施設マネジメント。

これでもう一度、業務委託費を762万5,000円計上して公共施設保全計画の
策定ということが予算立てられているんですが、40カ年計画か38カ年計画の
最初の10年間の大枠が発表されまして、40年計画ができて、確かに複合化だ
とか、統合だとか、廃止だとか、いろんな基準といようなものが出されて
いるんですが、この60年か80年もたせる保全計画の策定といの内容でも
う少しちょっと知りたいんですけど、どこら辺でこのお金がここまでかかる
のか。

- 秘書政策課長　　もともと総合管理計画を策定いたしまして、必要とされる
金額を算出しまして、そこのところで447億円という数字が出てきました。

その金額は、あくまでも国が示しました方式にのっとって試算した数字で
ございますので、この保全計画によって江南市のそれぞれの建物について一
つずつきちんと見て、実際にそれぞれの建物が、今後60年、80年、しっかり
もたすために必要とされる金額がどれくらい出るのか、長寿命化を図るとか、
そういった手法がございまして。そのためにはどうしていくかといことを積
み上げていくものでございまして。当然、市の職員だけではできないもので
すから、コンサルのノウハウや知恵をおかりした中でそのあたりを見ていき
たいといふふうに思っております。

あとそれも、それぞれの施設の実際の老朽化の状況を、建物の傷みぐあい、そういったところもやはり見ないと、どれだけの改修費用がもし必要なのかということも考えないといけないものですから、そういったところも含めて委託をさせていただくということでございます。

○牧野委員　そうすると、これは公共施設って広いんで、建物の床面積を減らすということはわかりやすいんだけど、インフラ的な道路、公園から橋梁からプラントまで、そういったものを含んでいるかということと、これは多分、毎年これはかかってくるのか今回限りなのか、そこら辺はどうなんですか。

○秘書政策課長　保全計画で対象としておりますのは、あくまでも再配置計画に載っております建物について、それぞれの公園とか道路等は、それぞれの所管のほうで長寿命化計画等もつくっておりますので、橋梁等ですね、そちらのほうでやらせていただきます。当然リンクといたしますか、いろんな横断的な検討はさせていただきますということです。

今回、保全計画である程度の金額が出れば、今後はそれをどのように進めていくかということになりますので、一旦は委託はこれで終わりということになっております。

○委員長　質疑の途中でございますが、暫時休憩させていただきます。

再開は1時5分ということですのでよろしくお願いいたします。

午前11時51分　休　憩

午後1時04分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○東委員　午前中の続きですけど、101ページの例の公共施設マネジメント推進事業で、一定の方向性も含めて大体午前中に聞いていただきましたけど、具体的なところで、先ほどの話でも大体40年間、今後38年間の長いレンジでは一応つくられておる再配置計画があって、それも10年単位の一応区切りはつくってあって、当面は10年というふうになるわけですけど、でもこの公共施設の保全計画は、一応この全期間を見通してつくと。だからこの委託料はこれっきりですよということでしたすよね。

ただ、そうなると例えばこの場合、個別的な一応それぞれに全部先ほどの

話でも、それぞれ施設、施設ごとの老朽化状況を当然見なくちゃどのぐらいの費用をかけるかというのはなかなかはじき出せないよという話ですので、大変な調査が要ると思いますよね、そういう点でいくと、細かい調査も含めて。

逆に言えば、履歴も見ないかんということですよ。今まで一定の補修もやったりとか耐震化もやったりしているところもあるわけだもんですから、そういうのを全部総合的に見て、この38年間の計画、要は80年間ぐらいはもたせると、つくり上げてからということが前提なんですけど、そうするとこの計画の中に例えばある建物、例えばどここの保育園だったら、じゃあどここと統合するか、あるいはもしくはそこだけで保全計画、長寿命化でやるかとか、そういうところが明確にそれぞれが出てくるというふうにまず考えておいていいかということなんですけど、それでよろしいですか。

○秘書政策課長　　保全計画におきましては、現状の各施設の長寿命化とかを図りながら建てかえとかもその間に発生しますけど、そういった場合に幾らになるのかということ想定するわけでございますので、そこに統廃合とかを絡めてやるわけではないもんですから、保全計画で各施設の今後の平成67年までの37年間にわたって幾らぐらいかかるかというのが出ます。これが、当初の447億円との乖離があるかもしれないですけど、実際に今回出した数字を今後の統廃合や複合化、そういったことによってどれだけ縮めていくか、足りない財源不足ということを算定していくもとになるということで考えておるところでございます。

○東委員　　ちょっとその全体のイメージがよくわからなかったんですけど、たまたま私は一般質問でこの再配置計画を質問させていただいて、それで一応総合管理計画で一つの目安として出ましたね、447億円が、あくまでも推計は推計ですけどね、足らなくなるんですので、どう縮合、面積を減らす、14%でしたっけ、それを減らさないといかんよというのは出たわけですけど、それに向けて再配置計画では40年間のレンジで一定の方向性を示されていて、今の課長さんの言い方だと、あのときはその再配置計画でも長寿命化だとかいろんな、例えば民間委託だとか、場合によっては廃止だとか幾つかの計画、たまたまプールの例を出しましたけどね、まだあくまで検討ですけ

どね。プールのつくりかえをせずに、全部かどうかはわかりませんがね。試行的に一遍、例えばスイミングスクールを利用しようかという話はあったわけですが、それはつくりたくないところも出てきたりするかもわからないということになるんですけれど。

そういうことの例を出しながらあの計画で、再配置計画でも本当は三百三十何億円しかないよと、縮減化、その447億には到達しないけど、これまでにいろいろ手直しをしたりやっておるやつも、20年目に手直しをしたということを見越して、それも推計のうちだと言っていましたけど、それを加味すると447億円をオーバーするだけの縮減ができますよという話だったんだね。

そこはあの場で確認したわけですが、今の話だと個別に出すんですよと、個別というのはあくまでも統廃合とは関係なしに、それぞれの施設ごとに長引かそうと思えば幾らかかるかと、保全計画だからと。保全していくために幾らかかるかとはじくだけの話だよという話でしたから、そうすると、例えば保全計画でそれぞれの施設ごとに幾ら幾らとはじかれて、そのトータルトータルでぽんと出てくるということでもいいわけですよ。それとは全く別問題だね、この447億円が足りませんがという話とは。

○秘書政策課長　　447億円というのはあくまでもシミュレーション上の数字でございますので、実際、江南市の各建物を見たときにその数字でいいのかどうかも、恐らくイコールではないと思います。

そういったものを考える上でのまず保全計画でしっかり各施設を見て、どれぐらいかかるかということを知る必要があるかなと思っております。

統廃合とか複合化も今後、今現在もう既にどこどこをどうこうするということは決まっておりますので、確実に市の方向性として、議会の御理解もいただきながら決まった段階ではそういった情報を盛り込むことはできると思いますが、現在ではそういった具体的に建物の方針が決まっていないものですから、まずは各施設を維持していく上での必要な金額を算定していきたいというふうに思っております。

○東委員　　それは使えるもんなら使ったほうがいいわなという気はやっぱりするわけですがね。それも使えて、それで問題なければ。

そうか。なかなか難しいなという気がするのは、大体一応は保全計画だから、どんだけ延ばせる、延ばすためにどんだけ金がかかるかを見ると。そうしますと、これは例の全協で我々議員に示されましたね。概要版で示されたわけですけど、その最後のところで、これは配置計画のほうですけど、保全計画のことではないんですけど、配置計画を推進していくためには当然チェックをせないかんというところで話が出ていました。

例えば保全計画も含めてですけど、大体3年から5年ごとに見直しを行って、実施状況を検証しながら柔軟に公共施設のマネジメントの推進を図っていくということになっておって、まずは10年ですよ、10年のまず1期目があるわけですけど、そこで具体的に何をやるかということも含めてまだ、途中でまた見直しをするというような言い方でしたよね。例えば、保全計画でどこの施設はどれだけかかるかわからないけどというのは一遍はじかれる。じゃあ、どことどこを統合って、まだこれからの話ですよ。どれを廃止するかもこれからの話ですよという話だもんだから、そうするとこの保全計画が出てみないと何とも言えないんですけど、実際にはその推進していくためのチェック機能というのは、長い話だもんですから、短くても10年ですよ。トータルでいけば三十何年という計画を出されるもんだから、それをチェックしていくとなると職員の方たちの、職員の方たちは部署もかわっていけば年齢も変わっていくわけですけど、その辺のチェック体制の保証というのはどうしていくというのが一番気になるところですけど。

○秘書政策課長　　本会議の中でも若干説明のほうをさせていただいておりますけど、現在は、各施設はあくまでも各所管が考えてどうしていくかということをやっております。それではいけないということで、一元管理ということで公共施設のマネジメントをする部署が各施設との調整を図りながら推進をしていきたいというふうに思っております。

ですので、当然、担当者はかわりますけど、今後庁内組織として公共施設マネジメントの推進会議というものを設置して動きますので、その会議体が今後のこの公共施設のあり方についてしっかりと議論をしていくというふうに考えております。

○牧野委員　　東さんの話を聞いていて、民間でいろんな工場とか物流だとか

世界中に持っていった場合に、ファシリティマネジメントとあって、ソフトで何年に何をするというデータでざあっと管理するようなことがあるんだけど、多分これはそうじゃなしに何か算定みたいな感じのものをつくるのか、そういう管理ソフト的なものとするようなものまでいくのか、ちょっとここだけ確認しておきたいです。

○秘書政策課長　　まだ具体的な手法までは特に決まっておりませんので、そういった先進的な情報も確認しがてら、今後の進め方は検討していきたいというふうに思っております。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

○東委員　　それはそれで、その下には管理事業として積立金をやっていくという形になるわけですけど、今回補正予算でも5,000万円組んで、再配置計画のための資金づくりをしていくわけでありまして、再配置計画そのものこの保全計画とまたリンクしてくるような話ですけど、その再配置計画の中の一番の、先ほどの前提にはまともに更新するということだとお金が足りないよという話だもんですから、でも場合によっては建物縮小だとか統廃合が考えられるもんですから、せっかく再配置計画をやるのであれば、やっぱりその一定のエリアで、例えば公共の施設もあれば、ふだんの買い物もできるようなとか、一定の暮らしがそこでおさまるような、そういう。

今、まちづくりのほうではコンパクトシティでその間をその路線でつなぐというやり方なんですけど、それだともう駅と駅と、今は団地の周辺と江南厚生病院周辺の4カ所をつないでいくというような言い方だけど、本当はもっと全市的に散らばっておるんですよ、住民の生活というのは。そういう意味では、この再配置計画をせっかくやるんだったら、そういう全所を見渡した建物の再配置ということを含めてある程度、例えば小学校単位ぐらいのエリアで一定の生活圏がちゃんと確保されるような、そういう計画を本当は私はしてほしいなという思いがあるんですけど。再配置計画のところはね。

ということは、ぜひ計画をつくる上でよろしくお願ひしたいと思ひました。

○委員長　　意見ですね、答弁は要りませんね。

○東委員　　はい。

○委員長　　わかりました。

ほかに質疑はございませんか。

○東委員　もう一つだけ。

○委員長　一個だけですよ。お願いします。

○東委員　もとへ戻りますけど、一番最初に戻りますと、ここは地方創生ですから総務課のほうですよ。

一番最初の秘書政策室だから81ページに戻りますが、これは前からよくお聞きする人件費の話で、80ページの中段に臨時職員賃金があって、これは秘書政策課が関係する人件費ですから、各それぞれの部署に臨時職員というのは配置していただいておりますね。

それぞれで一定の役割を担っていただいているわけでありまして、ここでちょっとお聞きしたかったのは、一つは、これはまだもう少し先、1年か2年先の話だと聞いておるんですけど、地方公務員法を改正して、従来、本来なら地方公務員法上でいくと、市の職員という方は本来なら基本は正規職員が当然であって、臨時職員というのは本来1年、半年か、6カ月は採用できる。最高1年ですよとやってやるスタイルを活用されて、さまざまな形の職員の方たちの働き方があるわけでありまして、それをそのまま放置してはいけないということで、ちゃんとした法律上で規定をしようということで改正案が出されて、一定、夏ごろに向けて、来年に向けて、2年後に向けて本来正式に変わるといふふう聞いておるわけですけど、その関係でちょっと確認しておきたいのは、臨時職員の方でいわゆる正規職員という方とほぼ同じぐらいの時間数の仕事をする人というのか、今までよく私らで例を出してきたのは、例えば保育士さんなんかの例を出してきましたんですよ。クラス担任を受け持っておる人がおると、ほとんど正規職員の方と同じ時間勤務になるんじゃないかということで問題にしてきたわけですけど、全体を見渡した場合、そういうほぼ正規職員の方たちと同じぐらいの時間働く人の臨時職員の数というのはわかりますか。

○秘書政策課長　具体的にどれぐらいという数字は、ちょっと今すぐにはお答えできません、申しわけありませんが。

また後ほど。

○委員長　後からわかるわけですか。

○東委員 例を出したでしょう。例えば今まで保育士さんなんかの場合はよくわかりやすかったんですよね。普通のクラス担任なら大体正規と同じぐらい働くんじゃないのと。そういう違いのところでもそういう方があるのかどうかという意味ですけど、それは後でお聞きしましょうか。

○委員長 後から答弁、後からまたお願いいたします。

○東委員 そういう場合に、先ほどの地方公務員法が変わることによって、江南市の場合にも基本的にはその法律に基づいてその職員の方たちの対応というのは必要となるということでもいいんですか。

○秘書政策課長 今、委員がおっしゃるとおり、地方自治法が改正されて、これの施行が平成32年の4月1日からということで、そのときから非正規職員のあり方について、たしか会計年度職員というような名称になるかと思うんですけど、これは全国的にそういった方向で進むということになると思います。

国が言っておりますのは、平成30年度に各自治体の非正規の状況ですね、今の雇用状況。どういった形態で何人ぐらい採用しているか、そういったところの調査が入るとということで聞いております。その調査結果を踏まえて、また国のほうからの何らかの指示や指導があると思いますけど、平成32年4月1日からということになりますと、平成31年度にはもう募集が始まりますので、来年度の平成30年度1年をかけて平成32年度からの非正規職員のあり方がある程度の方向性が示すことができるというふうには思っております。

○東委員 それはそれで、じゃあまたその段階で調査できれば聞きますけど。

あと、この間ずっと一定の方針を出していただいております、例えば保育士さんだとか保健師さんの例で、基本的にはクラス担任などをやっていただく場合には極力正規職員で対応していきたいという見解を示していただけていましたけど、基本的には大体そういうのは解消されておるんですか。まだですか。

○秘書政策課長 クラス担任でいけば、1つの教室に正規職員がいないという状態はないというふうに理解しておりますけど、少しでも正職をふやす方向で人事のほうとしても保育士の採用はふやしているところなんですけど、ただ、今いろいろなところで保育士さんがある意味奪い合いといたしますか、

取り合いになっておりまして、なかなか確保できないというのが現状であります。

今年度の採用でも、実際、うちが採用したいと思っていた人数が確保できていないという状況でもありますので、今後の課題であるかなとは思っております。

○委員長 質疑も尽きたようでございます。

総務部行政経営課の審査に入ります前に、当局から答弁の訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 まず、牧野委員の質疑の答弁の折、職員組合の目的外使用におきまして建物・土地の金額を申し上げましたが、あちらの金額は税抜きの金額でございまして、税込みの金額といたしましては、建物が60万5,978円、土地代につきましては13万6,709円。それと、電気料を修正前の数字を申し上げまして、実際、電気料の数字は12万8,942円でございます。おわびして訂正申し上げます。

また、もう一件、尾関 昭委員の質疑の折、災害時給油所の石油備蓄の関係の負担金について、尾張油業さんが県の指定だと申し上げましたが、こちらにつきましては国の資源エネルギー庁が中核給油所として指定したものでございましたので、これもあわせて答弁を訂正させていただきます。大変申しわけございませんでした。

○委員長 わかりました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 24 分 休 憩

午後 1 時 24 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、総務部行政経営課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○行政経営課長 行政経営課所管の該当箇所を説明させていただきます。

別冊の一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に歳入でございますが、20ページ、21ページをお願いします。

上段の2款地方譲与税、1項1目1節の地方揮発油譲与税から、次ページ

の22ページ、23ページでございますが、10款1項1目1節の交通安全対策特別交付金まででございます。

はねていただきまして、52、53ページをお願いいたします。

中段の15款財産収入、1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金で、説明欄の上から3つ目でございます。行政経営課、江南市財政調整基金利子でございます。

1枚はねていただきまして、54、55ページをお願いいたします。

中段の17款繰入金、2項1目1節の基金繰入金で、説明欄の4つ目でございます。行政経営課、江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下段でございます。18款1項1目繰越金、1節の前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、64、65ページをお願いいたします。64、65でございます。

20款1項市債、7目1節の臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

はねていただきまして、80ページ、81ページをお願いいたします。

初めに、平成30年度から行政経営課から秘書政策課に事務が移管されます内容を説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費のうち、説明欄中段のやや下でございますが、政策決定支援事業のうち、総合計画推進事業でございます。

続きまして、行政経営課所管につきまして説明しますので、96、97ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目行政経営費の人件費等から、100ページ、101ページとなりますが、先ほど秘書政策課のほうで御審議をいただいております公共施設につきましては終わっておりますので、98、99ページまでとなりますので、お願いいたします。

次に、大きくはねていただきまして、454ページ、455ページをお願いいたします。454、455でございます。

上段の12款公債費と、その下段、13款予備費でございます。

続きまして、別冊の平成30年度当初予算説明資料をお願いいたします。

当初予算説明資料の7ページをお願いいたします。

平成30年度一般会計当初予算一般財源調でございます。

2款地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金まで、下段の17款繰入金の財政調整基金繰入金、18款繰越金、最下段の20款市債まででございます。

次の8ページには一般会計における公債費の状況、はねていただきまして、11ページの基金の状況では、上から2つ目の財政調整基金でございます。

はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

引き上げ分に係る地方消費税収の使途についてと、17ページには都市計画税の使途についての説明でございます。

補足説明はございません。お願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○牧野委員　97ページの行政経営推進派遣職員関係事業について、もう少しちょっと説明を。負担比率だとか内容だとか、期間とかいうものを。

○行政経営課長　まず、職員の派遣につきましては、県の職員の方を副主幹級でお願いしておりまして、県と江南市、県が3分の1、江南市が3分の2の負担割合となります。

期間は今1年間を予定しておりまして、業務につきましては公共施設の再配置が来年度から行政経営課に移管されるということもございまして、行政改革、あとは全体的な財政部門のほうも総括して見ていただきたいなというふうに考えております。

○牧野委員　わかりました。

一応、1年ということで、この副主幹級と。この方は、今何をされている方なんですかね。

○行政経営課長　まだ内示前でございますので、済みません。

○牧野委員　わからないんだ。

わかっていることも言えないんだ。そうなの、まあいいや。そういうことか。

○委員長　いいですか、牧野委員。

○牧野委員　大体わかった。

- 東委員　　ちょっと今のことで聞いてもらいたい。
- 委員長　　関連ですか。
- 東委員　　関連でちょっと。
- 委員長　　関連質問ということで。
- 東委員　　一応、その公共施設の再配置計画だとか行革とかいうことを担っていただくよという話が出たんですけど、よくわからないのは、そういう仕事がどう県とかかわるかよくわからないんですけど、今までの県からの派遣というイメージは、例えばごみの関係だと県を通じて補助金とかいろんな関係が出てきますし、所管も一定ある部分もあるもんですからよくわかるし、あるいはまちづくりで鉄鋼の関係で、当然県と結びつきが強いもんだから、県の仕事との。それで県職員さんに来ていただくということがあるわけですけど、今回のそれもこれは行政経営の関係で、わざわざというのは失礼な言い方だけど、県に来てもらわないかんのかというのがあるんですけど、その辺のところ。その辺がちょっと疑問だったんですけどね。
- 行政経営課長　　江南市につきましては、そういった今まで東委員さんがおっしゃるような形のケースの派遣が多かったんですけど、他市町へ行くとそういった場合だけではなくて、例えば財政部門に来ていただいて、県からの立場というか、江南市内職員にないような目線でいろいろアドバイスはいただけますので、全く他市町を見ますと、例えば補助金絡みだけで派遣をされるということではないです。
- 東委員　　ごみとか鉄鋼だとそういう仕事をやるということが前提になるもんだから必要かなというイメージがあったんですけど、こういう場合って、これは市から要請するんですか。こういう人に来てほしいとか、あるいは県がこの人を送るでとか、どっちなんですか。
- 要請するんですか、こんなことを。こんなことって言い方は悪いな。
- 牧野委員　　要請しなきゃ来ないんじゃないかな。
- 東委員　　割り当てが来るのかな、そんなことはないわね。
- 行政経営課長　　市から要望という形で人事交流を含めてお願いしているという状況でございます。
- 東委員　　人事交流のために来るのか。

○委員長 東委員、いいですか。

○東委員 そうか。そういうことでは、他市ではよく例があるよと、こういうケースもね。単純に、県絡みの仕事がひっついておるからということだけではありませんということもありますのでということね。

あと、ちょっとおかしいなというとな変だけど、この説明書ね、予算説明書がそもそもおかしいなと思って疑問だったんだわ。

17ページに都市計画税の用途があるじゃないですか。これは毎年つくってもらっておるんですね。その都市計画税を集めておるんで、それを基本的には都市計画事業に充当していますよという説明なんですけど、今までもあったんですけど、あんまり気がつかなかったんですけど、歳出のところ、総額では上段に約5億9,000万円ほどの都市計画税が集まるよということでこれを振り分けられるんですけど、上から3つ目、布袋駅のエスカレーター設置事業も対象にしてあるじゃないですか。ここに充当しますよと、1,600万円ほどと書いてあるんですけど、こういうのは、こんなのは本来名鉄の構内につくる名鉄がやるべき仕事なんだけど、たまたま江南市が負担してみんなつくるんだけど、こういうのは本来都市計画税を充当するような事業なのという気がしたんだけど。

○行政経営課長 市街化区域内で実施します市の負担金で対応しておりますので、別に問題はないかというふうには考えております。

○東委員 総額がべらぼうなものですから、別にしなくてもいいようなものなんだけどね。

前はなかったものですから、よく都市計画税はどこに使われておるんだとって、大昔はまだそんなにあんまり市街化区域の事業がなかったものですから、ほかへ充当することがあったんですけど、今は下水もあればいっぱいあるものだから、足らんぐらいだわな、本来なら。特に下水がべらぼうにとられちゃうもので、これだけ宛てがっておっても別に十分5億円のことだもんでいいような気もするんですけど、あえて振り分けていただいております。

ただ、市街化区域、あそこは線路の上が市街化区域かどうかはよく知りませんが、市街化区域と思えるかというのもあるんですけど、それと名鉄の

本来構内につくるようなものをというのがちょっと疑問だったんですけど。
なるほどね。

○委員長 東委員、質問ですか。

○東委員 そういうことにしておいて。ひとり言だ。

○委員長 ひとりしゃべり、ひとり言だよ。

質疑をお願いいたします。

○東委員 失礼いたしました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○牧野委員 見方がわからないので、この補足説明書の、予算説明の16ページもそうですね、これ。行政経営で。

この見方なんですけれども、要するに8%に消費税が上がって、歳入が7億7,600万円なんだけど、その下の歳出の中にずうっといろんな項目に充当すると書いてあって、一般財源と、表の一番右端、社会保障財源の地方消費税交付金充当経費と書いてある。一般財源とこの関係はどういう関係になっているの、これ。表の見方で。

質問がわからないかな。

○行政経営課長 地方消費税の社会保障財源分というのは、説明にこの社会保障4経費に充てろということになっていまして、一般財源分のところに地方消費税、一般財源でございますので充当しているということで、先ほどの都市計画税の使途も同じなんですけれども、その社会保障財源分の7億7,600万円がここの一般財源分の、例えば上の高齢者福祉費ですと10億5,652万4,000円のうちに入っていますよということです。

○牧野委員 そういうことだろうと思って見ていて、どうしてこの一般財源と充当経費が同じ数字で書くものなの、これは。そういうことなんだ。

○行政経営課長 このうちの7億、何々が幾らということではなくて、このうちの中の充当経費に入っていますよという。

○牧野委員 わかった。

でも、普通に見ると、4つの社会保障経費で割りなさいねということでこれでいいんだけど、だから7億7,600万円がこの合計金額の比率で入っているというふうに普通は思ったのが、同じ数字が書いてあるもんだからわ

かりにくいなと思ったんだけど、こういう書き方が正しいんですかね。

○行政経営課長 1番からの51億616万1,000円のうちの7億7,600万円という
ことで御理解いただければと思いますが。

○牧野委員 そういうふうに理解します。でも、勘違いしやすいね、この表
の書き方はね。はっきり言うとな。

わかりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○東委員 同じところの説明の、これを見てもいいんですけど、歳出のところ
の7ページですが、7ページが行政経営課の担当の部分ですけど、主にね。
地方譲与税からずうっとそうなんですけど、例のいつもの交付税のところ
で、特に今年度もそんなに大きな変動があるわけではなさそうなんですけど、こ
の何年か前から時々お聞きするんですけど、交付税を算定する場合に、前回
も出ていましたよね、総務省が考えておるトップランナー方式という形で組
み込む、交付税を計算する際にというのがあるんですけど、まだこれは反映
していないのかよくわからないんですけど、行政改革で窓口業務などの民間委
託という計画が行革で発表されておりましたよね、いろんな窓口業務の。

そういう民間業務なんかをいろいろそういう形ですることが一定の地方交
付税を配分するときの算定基礎にもなるんじゃないかと言われておって、そ
れで需要額に入れれば、例えば民間委託にすれば、本当に市のむちゃで入れ
れば、交付税そのものを優遇できるような形のような趣旨の話が出るわけ
ですけど、実際はそういうことがこれから起こり得るんですか。

あるいは、ことしはまだそんなもの反映していないなら反映していないで
もいいですけど。

○行政経営課長 トップランナー方式の委託を採用している、していないか
で交付税そのものが直接的に影響があるということではなくて、基準財政需
要額の算定のもとに成ります単位費用が一律にトップランナー方式を採用し
た金額になりますので、例えば委託をしている、していないで交付税が変わ
るということではないです。これはルール上の話でございますので。

ただ、基準財政需要額が若干全体的に縮小される。それは、例えば江南だ
けじゃなくて、どこの市町も同じ状況でございます。

○東委員 それは、例えば民間委託を採用するというのが一つの単位評価に入っておって、計算する上でね。そうすると、民間委託を広げていったほうが交付税の計算上有利になるとか、そういうことはあるんですか。それは特にないんですか。

○行政経営課長 ちょっと、交付税の計算上というのは多分ないと思うんですけど、一律に単位費用がどこの市町でも一緒でございますので、だから特にそれをやる、やらないでは関係はないです。

○東委員 そういうことか。ありがとう。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて税務課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○税務課長 それでは、税務課の所管いたします予算につきまして、該当箇所の説明のほうをさせていただきます。予算書の14ページをお願いしたいと思います。14ページでございます。

最上段にございます第2表の継続費でございます。

2款総務費、2項徴税費で、土地調査評価事業でございます。

続きまして、歳入のほうに移らせていただきます。

18ページ、19ページをお願いしたいと思います。18、19ページでございます。

1款市税、1項市民税から5項の都市計画税までのうち、1節の現年課税分が税務課の所管となります。

次に32ページ、33ページをお願いしたいと思います。

最上段にございます、こちらは12款2項1目2節徴税手数料にございます証明手数料を初め2項目でございます。

はねていただきまして、60ページ、61ページをお願いしたいと思います。60ページ、61ページでございます。

こちらは19款5項2目11節雑入のうち、中段やや下にございます税務課の

土地整理図等コピー実費徴収金初め2項目でございます。

続きまして、歳出のほうに移りたいと思います。130ページ、131ページをお願いいたします。130、131でございます。

中段でございます2款2項1目の税務費でございます。右側の事業欄でございます人件費等から、ずうっと進んでいただきまして、139ページの中段でございます税諸証明書交付事業まででございます。

恐れ入りますが、別冊の平成30年度江南市当初予算説明資料をお願いしたいと思います。

こちら、6ページ、7ページをお願いしたいと思います。

こちらは、6ページから7ページの上段にかけてまして、一般財源調といたしまして、市税の歳入内訳を掲げてございます。

次に、はねていただきまして、17ページをお願いしたいと思います。

先ほど御説明がありましたが、17ページには、都市計画税の用途につきまして掲げてございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員　本会議でも出たんですけど、説明書の6ページ、7ページ。6ページでしょうかね、主に。

市民税の今回予算化をしたときの考え方がちょっと聞き漏らしたこともあったもんですから、もう一回確認の意味でちょっとお聞きしたいのが1点目と、それから固定資産税の場合は評価がえの年に当たるということで、家屋の部分がちょっと上がるわけですよ、税収としてもね。その辺の影響額はどれぐらいになっておるのかという、ちょっとその2点ほど確認したいんですけど。

○税務課長　済みません、議場で聞き漏らしたと言われるのはどこの……。

○東委員　さっきの市民税の内訳がありましたよね。どういう評価、どういう考え方を持って試算をしたかという。

あのときは、給与控除の見直しなんていうのをメモして、そんなことはあ

ったかなと思って聞いておったんだけど、給与控除の見直しがあるという、反映したとか言ってみえたけど。

○税務課長　そちらの市税の、まず個人のほうでございますけれども、全体、基本的には増減はないものとして推計をしたんですけれども、1点、給与の所得が例年伸びておりますので、こちらにつきましては平成29年度で統計で出ております数字がございまして、そちらの数字に対しまして総務省の労働力調査の就業者数の伸び率を掛けたり、あと厚生労働省の毎月勤労統計調査というのがございます。そちらの現金給与総額の賃金指数というのが伸びてございますので、そちらを加味しまして予算のほうを計上いたしました個人の市民税でございまして、前年と比較いたしますと1億800万円ほどの増となっておりますという状況であります。

それ以外のものは、基本的には伸びないものとして見てございます。

次に、法人のほうの御質問も議場ではいただきましたのですが、そちらのほう、法人税につきましては過去3年間の法人数の伸びを見ております。法人税割につきましては平成29年度、ことしの決算見込み額をもって平成30年度の当初予算にしておるところでございまして、その結果、560万円ほどの減額という形になっております。

それから、3つ目といいますか、2つ目の御質問で家屋の関係でございまして、3年に1度の評価がえということでございまして、既存の既にもう今建っている家屋につきましては、どんと評価が下がります。こちらの影響額については約1億円を見ております。マイナスで1億円でございます。

それ以外に、新築、増改築したもののプラス分が4,000万円プラスを見ておきまして、差し引きでマイナスの6,000万円ぐらいになるんじゃないかということで平成30年度は予算を組んでおるところでございまして。

○東委員　私の聞き間違いでしたね。わかりました。

その辺はそんなに総額が変わらないものですからあれですけど、単純に金額で1億円、固定資産税の場合、家屋の見直しでマイナス1億円ぐらいというのは。

それで、この市税は今回、大体1億8,000万円ぐらいがふえるよというふうに、トータルで見込んであるという話ですけど、ちょっとこの部分にどう

いうふうに影響するかという見方がよくわからなかったんですけど、これも本会議で出ましたよね。例のふるさと寄附金の関係の寄附金控除で一定の減収が発生しますというのがあるわけですけど、具体的に一つ数字が出ていましたよね。具体的にこの予算上、今回これぐらいに増を見込むわけですけど、ここから減っていくというふうに見ておけばいいんですか。それはどういうふうに見ればいいんですか。あの影響額の見方というのは。

○税務課長　　今、ふるさと納税の減額の影響額についてのお尋ねでございますけれども、まず個人の市民税につきましては1億800万円の増ということでございますのでお願いします。

それで、今歳入につきましては給与所得は伸ばしましたけれども、それ以外は横ばいというふうに申し上げたんですけども、今度は出といたしますか、税額控除の部分で恐らく影響があるであろうというのがこのふるさと納税でございまして、平成29年度の実績で約9,500万円ぐらい税額控除として、言い方は悪いですが、取られてしまっておるといいますか、市税が穴が開いてしまっておるのが9,500万円ほどあります。

これに対しまして、平成30年度はちょっとどのぐらい伸びるのかわかりませんが、現時点では1.1倍を見込んで計算したものを、今申し上げた1億800万円の増の中にも組み込まれておるといいますか、入っておるといいうふうに考えていただければと思います。

○東委員　　実際にはどうなるんですか。税額控除ですから、例えば平成29年度が今約9,500万円ぐらいですよというのは、本来なら今申告時期が来て、これで寄附金控除をやりますよ。その人たちの控除分が発生して、今の平成29年度9,500万円という数字は、平成28年度分の申告をしたやつということだから、平成29年の3月にした申告で発生したのが9,500万円ということではないんですかね。

○税務課長　　そのとおりでございます。

○東委員　　それがあるので、実績が。今度、例えばこれで平成30年の予算を組んだときには、そうすると1.1倍ぐらいの見込みがあるから、その減収を見込んでトータルとして1億800万円は一応はふえるという想定ですよということではないんですね。

○税務課長 はい、そのとおりでございます。

○東委員 わかりました。

あともう一点、ちょっと法人税の関係で、先ほどそういう形で約560万円の減額だということで見込んでおるといことなんですけど、例の実施計画のところちょっと課題という形で指摘をしてもらっておる部分がありまして、どういうふうかという、課税客体の性格の把握や不均一課税等による税収確保を図る必要があるというような課題を掲げていただいておりますので、これが税務課かどうかはよくわかりませんよ。このことが、管轄がですよ。

ただ、不均一課税という言い方がされておるものですから、いわゆる法人税の法人税割に対する税率がありましたね。不均一課税と我々一般的によくそういうのを聞いておるわけなんですけど、あの部分は本来であれば、これはちょっと税制改正があって、一部昔と大分違っちゃって国へとられる部分がもともとふえちゃったものですから、何割か。2.6%ぐらいだったかな、そのぐらい税率で国にとられちゃったですからね。その部分がとられてしまっていますけど、本来であれば税率が今だと9.7%の部分が、いわゆる法人税額、つまり利益の出た法人の利益の法人税額が800万円以下の方は、それでこれを超える人は税率が上がって12.1%でやりますよとやってやっていますよね、今は。

ここの意味は、この不均一課税などでもう一回もとへ戻して税収を確保したいかというような意味にとれたんですけど、そこまでは考えていないですか。

○税務課長 その部分の関係はこれから、法人の超過課税で2.4%分だけ数字は、平成30年度のこの予算、数字が6,300万円ほどでございます。

これは先ほどの資料の6ページのところで、ちょっと計算をしていただかないといかんですけれども、ということで6,300万円ほどを見込んでおるんですけれども、やはりここの収入は大きいということでございますので、これを拡大しようとかではありませんけれども、長く続けていきたいというふうな考えのもとでございますので、お願いしたいと思います。

○東委員 ちなみに、今は800万円を超えた人からとれるんですけど、昔みたいに400万円に下げた場合、どれぐらい税収がふえるかってわかりますか。

○税務課長 済みませんが、そういった試算はちょっとしておりませんので、申しわけありませんが。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて収納課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○収納課長 それでは、収納課の所管につきまして、該当箇所を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

恐れ入りますが、平成30年度江南市一般会計予算書及び予算説明書の18ページ、19ページをお願いいたします。

1款市税、1項市民税、1目個人、2節滞納繰越分から、はねていただきまして、20ページ、21ページの最上段、5項都市計画税、1目都市計画税、2節滞納繰越分まででございます。

続きまして、はねていただきまして、48ページ、49ページをお願いいたします。

48ページの中段ですが、14款県支出金、3項1目1節の県民税徴収取扱費委託金でございます。

次に、56ページ、57ページをお願いいたします。

中段少し上、19款諸収入、1項1目1節延滞金でございます。

下段の19款5項1節、雑入、滞納処分費。5項2目3節土地改良区費徴収交付金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。恐れ入りますが、138ページ、139ページをお願いいたします。

中段下の2款2項2目収納費、139ページの事業欄、人件費等から、144、145ページ、説明欄上段の納税相談事業まででございます。

次に、別冊の平成30年度当初予算説明資料をお願いいたします。

6ページから7ページ上段にかけまして、一般財源調といたしまして、市

民税滞納繰越分から、都市計画税滞納繰越分までの歳入の内訳を掲載しております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○東委員 1点だけです。

要は、歳入で49ページに中段の委託金が総務費委託金で、ちょうど上から5段目ぐらいのところで、収納課の徴収委託金が1億5,800万円ほどあるわけでありまして、要は、県は自分で集めるわけじゃないもんで各市町に税金を集めてもらうわけでありまして、実際には税収としては県税の分というのは江南市が市税として集めておるわけだけど、実際に県税分というのは幾らになるんですかね。集めておる金というのは。

○収納課長 ちょっとお待ちいただいてよろしいですか、うちでわかるのか……。

○委員長 暫時休憩します。

午後2時02分 休 憩

午後2時05分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○収納課長 お待たせいたしました。

平成28年度の個人の県民税の実績としては、市県民税として86億2,943万6,140円というのが総額になります。そのうち、送金額として県に送った金額が34億4,141万9,132円になります。

あと、案分率といたしましては39.88%という県と市の案分をしております。

○委員長 東委員、いいですか。

○東委員 約34億円ほど、平成28年度の実績でね。34億円ぐらいは市が集めて県に納めるお金ということで、単純にその委託金というのはこの1億5,800万円だけでしたかね。ここに総額が書いてあるということはそういうことやな、多分。入と書いてあるのがね。この委託金というのは妥当な数字なんですか。34億円納めて。

○収納課長 県税の取扱費委託金につきましては、地方税法の47条の1項1

号に規定されておりまして、納税義務者掛ける3,000円が委託金として交付されるということになっております。

○東委員　　そうか、一律3,000円ですか。

○収納課長　　3,000円掛ける納税義務者の数という形になっておりますので。

あともう一点、還付が発生した際には市から市民税分だけではなく、県の分も還付金が発生すると一緒に出していますので、一時的な県民税相当分の立てかえ分も徴収交付委託金に含まれております。以上です。

○委員長　　東委員、いいですか。

○東委員　　一律3,000円というのも変な話だと思いますけどね、高い人も低い人もおるわけだけど。

ただ、私が質問したのは、皆さん御苦勞をかけて滞納者に対する対応もしてさまざまな御苦勞をしておるわけですけど、窓口というのは基本的には。そういうことから見た場合、1億5,800万円ぐらいの委託金というのは本当に妥当なのという言い方の質問だったんです。今は法律で決まっておるからこっだけですよというお答えですけど、それ以上のことは言いません。以上です。

○委員長　　質疑も尽きたようでございますので、続いて総務課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○総務課長　　総務課が所管する該当箇所について御説明させていただきますので、予算書をお願いいたします。

初めに、歳入についてでございます。24、25ページをお願いします。

12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料、説明欄の総務課分、本庁目的外使用料でございます。

はねていただきまして、38、39ページをお願いします。

下段、13款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金、説明欄の自衛官募集事務費委託金でございます。

はねていただきまして、48、49ページをお願いします。

中段、14款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、3節選挙費委託金、その下、4節統計調査費委託金でございます。

50、51ページをお願いします。

下段、4項県交付金、6目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

次に、その下の15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入、説明欄の土地貸付収入でございます。

52、53ページをお願いします。

上段、2節使用料及び賃借料、説明欄の本庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、下段、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節建物売払収入及び2節土地売払収入でございます。

その下、2目物品売払収入、1節物品売払収入でございます。

58、59ページをお願いします。

中段、19款諸収入、5項雑入、2目雑入、10節電話料収入、説明欄の総務課分、電話使用料でございます。

はねていただきまして、60、61ページをお願いします。

下段、11節雑入、説明欄の総務課分、情報システム等使用料から有料広告掲載料まででございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出についてでございます。100、101ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、6目行政事務費、説明欄の人件費等から、はねていただきまして、114、115ページ上段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

はねていただきまして、150、151ページをお願いします。

下段、4項選挙費、1目選挙費でございます。説明欄の選挙管理委員会事業から、156、157ページをお願いします。江南市長・江南市議会議員選挙事業まででございます。

158、159ページをお願いします。上段、5項統計調査費、1目統計調査費、説明欄の統計調査事業でございます。

最後に、452、453ページをお願いします。

下段、11款災害復旧費、1項災害復旧費、1目庁舎等施設災害復旧費、説

明欄の災害復旧事業でございます。

以上が総務課の所管する部分でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　それでは、これより質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

○牧野委員　25ページの収入のところ、先ほど職員組合に貸したのがあって、別個に今度食堂と尾張北部環境組合ですけれども、これもさっきと同じように多分建物と土地と光熱費だと思えるんですけれども、減免措置とかその基準値というのをちょっと教えてほしいんですけど。

○総務課長　先ほどと同じになるかと思うんですが、土地の使用料につきましては土地の適正な価格に対しまして使用面積を乗じております。

それで、あと建物につきましては土地の使用料に建物の使用料をいただいておりますので、土地の使用料は先ほどの適正な土地の価格に使用面積を乗じたものと、建物の適正な価格に使用面積を乗じたものをいただいております。

○牧野委員　先ほどは光熱費はそのもので、土地代は評価額の使用面積で、建物はコストの70%で計算していると言ったが、ここら辺はどうなんですか。

○総務課長　同じでございます。0.7を乗じております。

○委員長　いいですか。

○牧野委員　わかりました。

それで、0.7にしたというのは、例えば食堂は前に聞いていたら、もっと比率がよかった、悪かったと聞いていますけど。

○総務課長　食堂につきましては、0.7を掛けて、さらに0.3を乗じております。

○牧野委員　そうなんですね。

それは食堂はもう少し優遇して、ほかを0.7。細かい話ですけれども、0.7にするという最初に何か打ち合わせた何か、大体こんなもんかなと、身内で貸す場合はということで0.7にしたんですかね。

○総務課長　建物の適正な価格につきましては一般的に建築価格の70%と言われておりますので、そちらのほうを使用しております。

○牧野委員 わかりました。

場所によりますけれども、民間の賃貸コストと比べてべらぼうに安いなどという気がしているものですから聞いただけですけど、一応そういうことだったんですね。はい、結構です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○東委員 105ページの情報システム管理運営事業というのがあって、主に右側の備考欄にあるようにプログラムの修正委託料で元号改正への対応だというのが中心になるという形で出ておるわけですけど、その委託料の中で、提案説明のときは、例えばこのプログラム修正委託料なども、ちょっとメモが間違っておるといかんけど、元号改正の対応に必要なものとしてこんなものを見てありますよということだったんですけど、実際にはこの委託料の中で元号の改正に伴う費用がふえる部分というんでしょうかね、ほかにも幾つかのところではそういうのはやっぱり見てあるんでしょうか。

○総務課長 プログラムの修正委託料につきましては、今現在1,700万円ほど計上させていただいておりますけど、そのうちの1,200万円ほどが実際の元号改正に対応する部分でございます。

あと残りの450万円、460万円ほどあるんですが、そちらにつきましては今情報セキュリティポリシーというものがございまして、そちらのほうが平成15年度に作成されたものでありまして、現在のものとかかなり情報関係がどんどん発達してきておりましたので、その情報セキュリティポリシーの改定の委託が含まれております。

○東委員 そのプログラム修正委託料の1,700万円のうち、1,200万円が元号の関係だ。それ以外のが今の古くなっておるから修正していくという、この部分だけが特にふえておって、例えばプログラム保守委託料だとか、あるいはコンピューターの機器保守委託料だとか、そういう部分が特にその元号の関係でふえることはないんですかね。それは特にはないんですね。

○総務課長 ございません。

○東委員 そうすると、その同じ段の負担金のところの、これがよくわからなかったものでお聞きするんですけど、その19節の負担金の最後のところ、地方公共団体情報システム機構交付金というのがあるんですけど、これは何

でしたかね。

○総務課長 中間サーバーを利用するに当たりましての交付金になっております。

こちらのほうですけど、昨年度までは情報システム等改修事業のほうにありましたけど、そちらのほうの事業がなくなりましたので、こちらのほうの事業に入れさせてもらっています。

○東委員 なくなったというのはあれですか、一時マイナンバーの関係で幾つか出てきたんですけど。

○総務課長 情報システム等改修事業につきましては、マイナンバーの改修事業でありましたけど、そちらのほうは今年度で一応終了となっておりますので、管理運営事業のほうに入れさせていただいております。

○牧野委員 同じページで、105ページで14節の使用料及び賃借料のコンピューター機器借り上げ料というのがかなり下がっている理由をちょっと教えてほしいんですけど。

○総務課長 こちらのほう、約5,000万円ほど予算的には下がっておりますが、今年度、平成29年度につきましてはシステムのほうを借り上げておったものを、来年度、保守のほうに切りかえていく部分がございます、その分のお金が減額になっております。

○牧野委員 要するに、コンピューターそのものは一緒なんだけれども、保守に切りかわるとこれだけ……。

○総務課長 今まで機器のほうを、サーバー等をリースしておったんですけど、その分リース料がなくなりまして、保守のほうに。保守料だけ。

○牧野委員 民間でいうリースアップしたということなんですかね。

○総務課長 そのとおりでございます。

○牧野委員 わかりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○東委員 次のページの107ページの下段ですけど、市有財産管理事業というのがあるわけですけど、今回その12節の役務費で土地鑑定手数料が出まして、これは提案説明でも南野住宅を今回売るために、普通財産にして売するための鑑定をとるからというのが説明であったわけですけど、いわゆるその実

行計画の中で、ここはたまたまはっきり南野住宅をもう使わなくなったから売るという目的で鑑定をとるわけですけど、実行計画でも例えば保有財産の、特に普通財産を持ってみえて、総務課で管理する普通財産の未利用地については活用方法や処分方法を検討していくんだというのは前々からあると思うわけですけど、実際には今総務で抱えておる普通財産というのはどれぐらいの大きさがあって、例えば面積的には。そのうちの例えばどれぐらいの面積のどれぐらいのところだったら売却の対象にできるよというのは、どのぐらいあるかというのはわかりますか。

○総務課長 総務課のほうで今所有しております普通財産につきましては、17筆ございます。総面積では1万6,700平米ほど所有しております、まるきり使っていないような未利用地については4筆ほどありまして、それ以外の土地につきましては愛知県に貸し付けをしたり、区のほうに、お地元のほうにお貸しをしているような状況です。

○委員長 もう一点、売却の関係。

○総務課長 売れるような物件につきましては、今の4筆の未利用地のものについては売れるようなものではないと思っております。形状が悪いとか小さいとか、そういったところでなかなか売ることが難しいような土地かなと思っております。

○東委員 実際には17筆のうち4筆だけが未利用地ということで、ほかは全部先ほども出てきたような県のポリボックス、駐在所に貸してあるところが出てきますよね、貸し付けで出てきますから。ああいうのが県に貸しておるもんだとあるわけです。あれもなかなか利用してもらっておるわけだから。

そうすると、ただ地元へ貸し出しておるとかというのが今ちらっと出ましたけど、そういうのを除いて残っておるのが4筆ということですよ。そうすると、面積的には少なく、今のところからいくとなかなか普通財産の持つておるうちの未利用地はなかなか形状も悪ければ物も小さいので売り物にもならないし、となると、なかなか持つておる普通財産として処分していくということになると、検討課題とはいうものの、現実的にはなかなか難しいということですか。

○総務課長 おっしゃるとおり、今の現状ですとなかなか売っていくという

のは、買っていただけるというのは難しい土地が残っているのかなと考えております。

○東委員 総務課で持っておるといっただけで、持たざるを得ないで持っておるようなものだけのことで、どっちかという行政財産は使い物にならんというような部分があるということで、なかなかこれはすごく難しい。わかりました。

○牧野委員 111ページでちょっと聞きたいんですけど、下のほうに本庁舎空調設備等更新事業ということで469万8,000円上がっているんですけど、これはセントラル、何かボイラーをたいてやっているんだろう。これは今、防災センターもそこでやっているのか、関係なしに本庁舎だけなのか、どれぐらい使っていて、この設計委託って僕はよくわからん、ここに設計事務所の先生がいらっしゃるんだけど、同じ方式で取りかえるのか個別空調に変えるのか、そこら辺をちょっと聞きたいんですが。

○総務課長 まず、防災センターとはまるきり別になっていまして、防災センターは個別で上がっておりますが、本庁舎につきましては現在は地下のほうにある冷温水器とファンコイルを使用しまして、冷暖房の空調を使用しております。

今後につきましては、来年度設計をいたしまして、このまま冷温水器とファンコイルを交換していくのか、もしくは防災センターみたいに埋め込み式にして個別にしていくのかというのは、来年度設計委託の中で検討してまいりたいと考えております。

○牧野委員 今言った吹き出し口の形状も含めて、個別というのは、フロアごとにとか部屋ごとにとという形の意味ですか。

○総務課長 フロアごととか、あと会議室ごととかということになるかと思えます。

○牧野委員 わかりました。

それも含めてということですが、多分今のビルはほとんどそういう方式だと思ひまして、地下ボイラー方式はコストと、あれはもつことはもつんだけど、時間的には。ほとんどやっていないので、きっとそういう意味での設計委託なんだろうなと。それも含めて、最適な空調システムを提案いただくと

ということですか。どっちにするかまだ決まっていないの。

○総務課長　　まだどちらになるかというのは決まっておきませんので、それも含めて設計委託の中で、あと費用対効果とか工事費等も鑑みまして決定してまいりたいと考えております。

○牧野委員　　わかりました。

ちょっと蛇足ですけど、違う、関連質問で。先ほどどうしても聞いておきたかったんですけど。

この空調も非常に重要ですが、もちろんこれは設計してもらわなきゃいけないんだけど、耐震問題が、これは一般質問の話なんだけど、耐震もどこかでやはり全館を耐震の転倒防止をどこかでやったほうがいいと思うので、今ごろ補正を組むわけじゃないんだけど、一回……。

質問じゃないな、これは。一回考えておいてください。以上です。

○東委員　　建物管理。

○牧野委員　　建物管理を含めて。

○委員長　　意見ということでよろしくお願ひいたします。

質疑はございませんか。

○東委員　　そのすぐ上の、これは本会議に出ました。大分詳しくPCBは出ましたけどね。

ことしはとりあえず現状、この搬入荷姿という言い方だったかね、登録準備委託料でとりあえず準備になるよということだったんですけど、来年に実際の処分費がかかるということで約8,440万円ぐらいが来年はかかるということで、それはもう見込んでおるといふ話でありますけど、こういうのはいわゆる全国一律にやるような年限が決まっておってやらないかんという国の方針ですけど、一定、こういう8,400万円というお金の財源というのは国が見てくれるんですか、ある程度。ちょっと先の話だけど。

○総務課長　　今のところは補助関係はないと聞いております。

○東委員　　そうすると、全国の自治体は全部一律に、今のところはわからないけどね。一律にはもうちょっと年度があるのかな。でも、平成33年の3月とかいろいろ迫ってきていますよね。処分せないかんということになると、国の方針でもあるわけですけど、そういう場合でも全部地方自治体は独自で

その分を賄わなくちゃならんというのが今のところですか。それは大変ですね。

○委員長 いいですか。

○東委員 はい。

○牧野委員 159ページで、この住宅土地統計調査事業ということは委託金が来てこうするんですけど、これは何ですかね。例えば5年ごとにやる国の調査に対してやるのか、これは県だから県の調査でやっているのかな。

これは空き家とかそういうことですね。ちょっともう少し内容が知りたいんですが。

○総務課長 国のほうの統計調査になりまして、5年に1度やる調査でございます。

調査期日につきましては、あくまでも予定ですけど、平成30年10月1日現在で調査が行われる予定です。

それから、あと統計調査の内容につきましては、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態等を把握しまして、その現状と推移を明らかにしていくような調査だというふうに聞いております。

○牧野委員 いわゆる5年ごとの、僕の言う言葉で空き家を主体に調べることですか。空き家も含む。

○総務課長 空き家等を調査するような目的ではなしに、その住宅に居住する世帯の情報とか、あと世帯の方が所有する土地などを把握するものだというふうに認識しております。

○牧野委員 それは知らなかったけど、それじゃあそういう国勢調査とは別個に、空き家調査とも別個に、こういう土地・建物の所有者の調査というのが5年ごとにずうっとやっているんだ。

わかりました。そういうことなんだ。

○委員長 いいですか。もういいでしょうか。

○牧野委員 これって、ある程度サンプリングではじくんですかね。全戸個別調査するものなんですか。これぐらいの予算でできないよね、これではやれるのかな。

○総務課長 こちらのほうの調査は、江南市全体を683調査区に分けてまして、

そのうちの215調査区を抽出して調査しています。

○牧野委員 わかった。そうじゃないとできないわ、こんな費用じゃ。はい、わかりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございます。

一度、ここで会議を暫時休憩いたします。

50分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 2 時 35 分 休 憩

午後 2 時 50 分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、東委員の質疑に対して答弁保留となっておりましたことについて当局から答弁を求めます。

○秘書政策課長 申しわけございません。先ほど保留させていただきました件につきまして報告させていただきます。

非正規職員で正職員と同等の時間勤務する職員はあるのかというお尋ねでございました。正規職員につきましては週に38時間45分勤務しておりますが、それと全く同じ勤務時間の非正規職員は一人もおりません。

先ほど委員が例に挙げられましたクラス担任等の保育士につきましては、週の勤務時間が37時間15分ということで正規職員よりは少ないんですが、そちらの人数の報告をさせていただきますと、クラス担任で37時間15分の勤務をしている職員が69人、あと育休代替の職員が20人ということで、89人ということでございます。

○委員長 いいですか。

○東委員 あんまり変わっていないね、そうすると。人数的には前と。

○秘書政策課長 そうですね。今回、正職の採用計画も増員を見込んで募集をかけたんですが、結局は退職者と同等の数しか確保できませんでしたので充当ができなかったということで、引き続き採用はふやす方向で検討しているところでございます。

○東委員 もう少し改善をしていきましようかという表明もあって、極力、

特にクラス担任の状況からはということ。

ただ、正確に言えば今の37時間15分という形が、この数字ね。これが一つの改善対象にはなるということにしておけばいいんですかね。わかりました。

○委員長 いいですか。

○東委員 ありがとうございます。

○委員長 それでは、続きまして会計課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課の所管につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。予算書の56ページ、57ページをお願いいたします。56、57ページでございます。

上段の19款2項1目1節預金利子、その下段の2目1節有価証券償還差益でございます。

次に、2枚はねていただきまして、60ページ、61ページの下段をお願いいたします。

19款5項2目11節雑入の会計課所管分、業者用納品書売捌収入及び愛知県証紙売捌手数料でございます。

続きまして、歳出でございます。少しはねていただきまして、128ページ、129ページをお願いいたします。128ページ、129ページ最上段でございます。

2款1項8目会計管理費でございます。人件費等から、1枚はねていただきまして、130ページ、131ページ上段の庁用備品出納事務まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員 歳入歳出事務ということになるわけでありまして、ちょっとこれは実施計画のほうで分析をしていただいた表示がありまして、今まで余りそういう事情がなかったようにも思うんですけど、例えばどういうことが書いてあるかといいますと、早期に資金調達できる資金が減少傾向にあり、支払い困難な時期が生じているだとかいう一つの現状の部分だとか、あるいは歳計現金は、債券購入が困難な状況が続いているため、ペイオフの範囲内で

定期預金で運用しているというような現状があるよというふうにやっていた
だいておるわけでありまして、ただそれをどう解決するかというために適
正な出納審査と迅速な事務処理が求められるだとか、一時的借入金の発生
の可能性もあるために的確な出納管理と慎重な公金管理が必要となるとい
うことが課題として上げられておりますが、現実には例えば支払いに困難な時期が
生じるというのはどういう時期に実際に起こっておるかということがあ
るわけでありまして、我々が思うには、一般的に月々監査委員さんが見え
ますが、例月出納の検査結果報告書で大体収入状況だとかがいつも出て
きて、ただ、どうしても行政の場合は限られますよね。市税の場合でも
納期が決まっておるから納期に入るわけですし、あるいはいろんな譲
与金関係も、金額が少ないのもあれば多いのもありますが、決まっ
ていますし、目的で決まった補助金だとかはその事業にしか来ないわけ
でありますから、考えられるのは税金か交付税か。交付税は年に4回
でしたかね、入ってくるのは、そういう形でしか入ってこないわけ
でありますから。

それで、実際今の支払いが困難な時期が生じているというのは、ど
ういう時期が大体、現状あったのかというのをちょっと確認してお
きたいんですけどね。

- 会計管理者兼会計課長　　今の支払いが困難な時期というのが、支出の
予定額と収入見込み額によりまして現金収支が不足する時期というの
が年間を通じて一定の時期に発生している時期があるということで、
具体的な時期で申し上げますと、12月上旬から12月下旬について
実際に不足が見込まれる時期があるということでございますので、
現実には臨時財政対策債の担当課でございまして行政経営課と
事前に時期等を協議させていただいて、今の現状のような不足
のないように対応させていただいているということでございます。
- 東委員　　具体的な時期は大体12月上旬、下旬というふう
に捉えておることであつたわけですが、これは従来からそう
だったんですか。もともとは。
- 会計管理者兼会計課長　　現状、職員のボーナス時期等に
資金が不足することがあるということと、これは一つの要因
ということなんですが、固定資産税の前納報奨金がなくな
ったことによって期別納付が出てきたことも一つの

原因かなど。これは、必ずしもそればかりではないと思いますが、それも原因の一つかなという程度でございますが。

○東委員 前納報奨金、職員の方たちの一時的にふえる時期というのはずうっと昔からありますよね。だって、それは決まっておるわけだから、期末時期というのね。それはそれで当然、現金管理するところからすれば予測できるわけですよ。

今の前納報奨金がなくなると、普通だと早目に全部全部納めるということとで一定の資金的な余裕ができるということなのかな。その前納報奨金ができなくなると、普通の納期どおりしか納めないよということになるわけで、それが要因というのがよくわからんけど。

前からではなかった、前からの違いはそこだけですか。前からの違いというのは、以前からの違いということですよ。

○会計管理者兼会計課長 今、東委員さんが言われるように、それが絶対の原因だということではないんですが、一つの要因ではないかということでございます。

○東委員 課題として、一時借入金先ほどの臨財債の借り入れというふうに捉えていいのかな。その一時借入金の発生の可能性もあるためというふうに書いていますけど。

○会計管理者兼会計課長 一時借入金を借り入れしないように臨財債の対応で行政経営課のほうに借り入れのほうで対応したいということで、一借をしないように現状は進めさせていただいているということでございます。

○委員長 いいでしょうか。

○東委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて監査委員事務局について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局の所管する該当箇所を申し上げます。

歳入はございませんので、歳出について申し上げます。予算書の160、161ページの上段をお願いいたします。

2款6項1目監査委員費、右側説明の事業欄の人件費等から、はねていただきまして、162、163ページ、右側、説明の事業欄の上段、愛知県都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○東委員　　161ページの委託料が中段以下にあるんですけど、土木建築工事技術調査委託料とって。

ちょっと前にも確認した覚えがあったんですけど、具体的にこれだけちょっと説明をお願いできますか。

○監査委員事務局長　　土木建築工事技術調査委託料につきましては、今2件分の予算を組んでおります。

基本的には、毎年、公益社団法人大阪技術振興協会に委託して実施しておる中ですが、平成29年度については事業が少なく、新体育館建設工事について工事監査のほうを実施しましたが、1件2,000万円以上が基本的に工事請負費の金額の対象とする事業ということで、なかったものですから、平成29年度については1件だけという形でございます。

平成30年度につきましては、今予算が来ておりますので、先日の監査委員会でも協議していただきましたが、何とか1件はありそうですけれども、もう1件につきましては補正予算も見ながら2件できれば実施していきたいなというふうで考えておるところでございます。

○東委員　　基準は2,000万円以上を対象にした事業の場合に、その技術何とか振興協会ですか。

○監査委員事務局長　　大阪技術振興協会。

○東委員　　大阪技術振興協会に委託をしていくということの必要な予算ということなんですけど、例えば先ほどもちょっと会計のところでも確認しましたが、実施計画の中で技術的な専門知識を必要とする工事監査については専門知識を有する者に委託し、その助言を得ながら実施していく必要がある

というふうな課題として掲げられておるわけですが、この部分はもともとこういう形で、これは金額で規定をしていますけど、これ以外にまた別物で、例えばそういう専門的な知識を有する方に監査を委託していく必要があるというの、また別にあるということなんでしょうか。

○監査委員事務局長　現状としては、専門家を有しているこういった組織はなかなかないものですから、今のところとしては工事監査が、従来から近隣市町と一緒に調査して、ほとんどのところが大阪技術振興協会に工事監査については委託しておりますが、その他の監査については今のところ監査委員以外の方に、専門家の方に委託しておるところは県内では余り聞き及んでいない状態でございます。

○東委員　これは、つまり現状という意味かな、委託していく必要があるということは。そういうことでいいんですか。

○監査委員事務局長　そのとおりでございます。

○東委員　はい、わかりました。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、続いて、消防本部総務予防課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○総務予防課統括幹　組織再編に伴い、平成30年度から消防総務課と消防予防課に分かれますので、2課について御説明申し上げます。

最初に、消防総務課所管の歳入を御説明申し上げますので、予算書の28、29ページをお願いいたします。

下段にございます12款1項6目消防使用料でございます。

次に、52、53ページをお願いいたします。

上段にございます15款1項1目2節使用料及び賃借料の消防総務課でございます。

次に、58、59ページをお願いいたします。

中段にございます19款5項2目8節公務災害補償基金支出金でございます。

次に、60、61ページをお願いいたします。

下段にございます同じく11節雑入、消防総務課でございます。

次に、62、63ページをお願いいたします。

最下段にございます20款1項5目消防債でございます。

続きまして、歳出でございます。大きくはねていただきまして、334、335ページをお願いいたします。334、335ページでございます。

中段にございます9款1項消防費、1目消防総務費の人件費等から、348、349ページ上段の消防車両整備保全事業（非常備）まででございます。

続きまして、消防予防課所管の歳入を御説明申し上げますので、大きくお戻りいただきまして、34、35ページをお願いいたします。

上段にございます12款2項6目消防手数料でございます。

次に、60、61ページをお願いいたします。

下段にございます19款5項2目11節雑入、消防予防課でございます。

続きまして、歳出でございます。大きくはねていただきまして、348、349ページをお願いいたします。348、349ページでございます。

中段にございます9款1項消防費、2目消防予防費の人件費等から、354、355ページ下段の液化石油ガス届出受理等事業まででございます。

なお、補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○福田委員　359ページ、歳出のところの中段よりかはちょっと下の防火水槽震災対応化事業のところ、防火水槽簡易耐震化委託料というのがあるんですけども、これは継続してずっとこの事業は行われていると思うんですが、参考までに何年から始められているかということと、それから……。

○委員長　ごめんなさい、これは消防署です。

○福田委員　済みません。

○委員長　消防本部です。総務予防課の。

○福田委員　わかりました、済みません。

○委員長　またお願いします。

○牧野委員　335ページはいいわね。335ページの人件費とか共済費が下がったのは分かれたからですか。

○総務予防課統括幹 前年度総務予防費であったものが、組織再編により消防総務費と消防予防費と所管が分かれたので、実質前年度の比較は2億8,432万3,000円、今年度消防総務費になっておりますけれども、分かれたもんですから消防予防費のほうに6,556万2,000円、そちらのほうに移動しておりますので、実質はその6,556万2,000円を合計していただいて3億4,988万5,000円となります。

○牧野委員 2つ合わせてみると去年と比較できるけど、やっぱりこういうふうに分かれたということですね、基本的には。わかりました。

337ページで、救急救命士養成事業で、昨年もお一人定期的にずうっと出しているんだけれども、何かコストアップしている理由ってありますか。

○総務予防課統括幹 毎年1名ずつ救急救命士を養成しておりますが、昨年度、養成する研修所のほうが名古屋市研修所のほうに入校しました。

平成30年度は、県の配分がありまして、名古屋研修所にちょっと入校できなくて東京研修所のほうに入校いたしますので、その分の旅費がアップしております。

○牧野委員 何か上がっているなと思ったら、そういうことになるのか。了解しました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○牧野委員 343ページも管轄ですよ、これはいいのか。

消防指令センター共同運用事業費というのがありますが、これは平成28年より運用開始ということですが、コストというのはやっぱり上がっていくんですか。上がった要因は人件費だけか何ですかね、これ。

○総務予防課統括幹 指令センターの運用事業の増額分ですけれども、平成29年度より298万8,000円増額させていただいております。

主要な増額部分ですけれども、1つは3年経過に伴うメーカー推奨による有償交換部品費です。

○牧野委員 3年で。

○総務予防課統括幹 はい。それがセンター全体で948万6,000円、江南市分としては158万6,000円増額しております。

2つ目は地図データの更新委託料で、3年ごとに地図データを更新していくことになっておりますので、その分センター全体で1,376万3,000円、江南市の負担分として229万9,000円。

3つ目ですけれども、119番通報等多言語通訳事業委託料というもので、これは2020年東京オリンピック、2019年のラグビーワールドカップ開催に伴って日本を訪れる外国人がふえるということで、119番通報時に日本語を話せない外国人の方の対応を円滑に行うために民間通訳業者による3者同時通訳通話ができるシステムなんですけれども、これを導入します、平成30年度に。その負担金で、センター全体で90万8,000円、江南市分として15万2,000円の負担となっておりますので、その分昨年度より増額となっております。

○牧野委員 わかりました。

○委員長 いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○尾関（昭）委員 済みません。県の防災ヘリコプターの負担金ですが、343ページです。

こちらは、要請した回数で例えば翌年度は上がっちゃうとかあるんでしょうか。

○総務予防課統括幹 防災ヘリの負担金でございますけれども、防災ヘリは平成8年から運行を開始しておりまして、負担金は主に各消防本部から派遣をしております職員の給与分に充てております。

この負担割合ですけれども、均等割、人口割、財政規模割で計算した結果、江南市の負担金は148万9,000円ということになっておりますので、出動の回数とはちょっと関係ありません。

○尾関（昭）委員 ありがとうございます。

○牧野委員 347ページ。消防車両更新等事業、政策的事業と書いてある、違う違う、消防ポンプ自動車2台と小型貨物自動車1台、これは要するに古くなって買いかえるというのか、増車するのか。

更新だから買いかえるのかな、この3台とも。ちょっとそこの内容を、どれぐらい使ってどんな状況か教えていただけますか。

○総務予防課統括幹 まず、消防ポンプ自動車でございますが、これは消防

団ポンプ車両3分団車と5分団車の2台分でございます。

3分団本部車両、ポンプ車ですけれども、これは平成15年に登録いたしまして、既に15年経過します。

5分団本部車両、これは平成12年に登録しまして、18年経過します。

小型貨物自動車ですけれども、これは平成22年に福祉課からの所管がえでいただいた車両でありまして、平成14年に登録されておりまして19年継続しておりますので、更新をさせていただきます。

○牧野委員 わかりました。

○委員長 いいですか。

○牧野委員 ポンプ車って特殊だもんですから、こういうのは予算のときには下取りとか何かそういったものも入ってきているんですかね、この査定をするときに。

そういうのはほとんどだめなものですかね、改造車は。

○総務予防課統括幹 この車両ですけれども、下取りはなく、日本消防協会の消防車両等国際援助事業に登録し、海外へ寄贈する予定でございます。

○牧野委員 海外ってこちらから指定できるの。それか、そういう事業団が適当に割り振るということですかね。

○総務予防課統括幹 こちらからどこどこへと贈るということはできませんので、向こうからの指定になります。

○牧野委員 同じ347ページですが、私、ちょっと言葉がよく知らないのですが、消防車両整備保全事業の常備というのと、その下のほうに非常備と、これはどういう違いがあるものなんですか。

○総務予防課統括幹 常備と非常備の違いですけれども、常備は消防署の車両です。緊急車両、一般車両を含めて。非常備というものは消防団の車両になります。

○牧野委員 消防団は非常備と言うの。

○総務予防課統括幹 ちなみに、常備の車両は現在23台、非常備の車両は13台保有しております。

○牧野委員 蛇足ですけど、非常備という言葉は不適切な気がいたしますけれども、一度検討されたらいかがでしょうかね。

消防団は消防団でございますから、非常備。何か、まあいいです。こういうので常識なんです。でも、私から聞くと意味がわからない。以上です。

○委員長 御意見ということで。

○牧野委員 意見です。

○委員長 あとほかに質疑はございませんか。

○東委員 355ページの危険物の関係の、これは条例改正で手数料なども危険物のいろんな検査のときのあれが変わりましたが、ここはこれで予算化をされておるんですけど、実施計画の中に、本来これはどういうことかよくわからなかったんですけど、危険物の対象になる施設で老朽化に伴う不備設備があつて、不備施設というのかな、指導する必要があるというのが新しい課題だと書いてあるわけですけど、実際には本来なら危険物の対象のところを立ち入り検査しますよね。それ以外に建物自体が問題という意味なんでしょうか。

そういう意味で、本来なら消防の方がやるのは本来危険物を扱っておるところに対するちゃんとした指導が法令で決まっていますよね。それ以外に、本来そういうこととは別に建物自体に問題があつて、そういうことの必要も発生してきておるということなんでしょうか、今は。

そういうのがあるということなんですか、この課題になっておるというのは。

○総務予防課統括幹 危険物の貯蔵なんですけれども、タンクで貯蔵しているところと、貯蔵所といまして建物の中を貯蔵所として危険物を保有している。タンクならタンクの検査で出しますし、建物が貯蔵所でしたらその検査をいたしますので、そういった老朽化している建物が貯蔵所ですね。

○東委員 本来、消防の皆さんがやる危険物に対する調査といいましょうか、危険物の対象物、そういう場合には今のような相手側の仕方がいろいろあると。今のようなタンクで貯蔵している場合もあれば、建物ってよく意味がわからないけど、構築物というんでしょうかね、それ自体に不備があるというような意味合い。

そういう場合には、本来なら危険物の対象になるような検査項目の中にもあるということですか、そういうことは。それはないような気がするけど、

そういうことも含めてやらないかんということなの。

○総務予防課統括幹 先ほど申しましたタンクで貯蔵している危険物のところと、あと屋内貯蔵所といいまして、小屋の中に危険物を貯蔵しているところもあるんですけれども、例えば小屋ですね、屋内貯蔵所といいますけれども、そこの外壁が悪くなったりだとか、そういった場合にそういう検査項目がありますので、そういったところで立ち入り検査をして指導を行っております。

○東委員 タンクそのものは別に問題なさそうでも、その外に囲われておるような構築物か、そういうものに対する本来指導もあるということ。これはもともとあるんですね。

○総務予防課統括幹 そのとおりでございます。

タンクにもタンクのコーティングの状態だとかそういう検査もありますので、そういう項目もあります。

○牧野委員 361ページ、これはよかったかな。

違うんだ。これは消防署だ。

○委員長 これは署ですね。

○牧野委員 はい、わかりました。後ほど。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて消防署について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○消防署長 消防本部、消防署所管の当初予算について御説明申し上げます。

最初に歳入でございます。予算書の54、55ページをお願いいたします。

中段にございます17款2項1目1節基金繰入金、説明欄、江南市ふるさと応援事業基金繰入金の消防署分でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。大きくはねていただきまして、354、355ページをお願いいたします。

下段にございます9款1項3目消防署費、人件費等から、少しはねていた

だきまして、366、367ページ、指揮出動事業まででございます。

参考といたしまして、別冊の当初予算説明資料の43ページに防火水槽撤去工事位置図を、44ページに新設消火栓位置図を、45ページに震災対応可能防火水槽位置図を掲げております。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○福田委員　先ほどは済みませんでした。一つ飛んでしまいました。

359ページのところでありますけれども、防火水槽の簡易耐震化委託料というのが出てくるんですけれども、これは継続してずうっと行われていると思うんですけれども、何年前ぐらいからこういう方式に変えられたかちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○消防署長　この防火水槽簡易耐震化事業でございますが、平成27年度から実施させていただいております。

当初、8年で20基の予定をしておりましたが、平成27年度1基、平成28年度1基、平成29年度、今年度も1基、来年度も1基を予定させていただいております。

○福田委員　ずうっとそのような形で、予算の関係もあるかはちょっと知りませんが、1基ずつということはまことに、あとどれぐらいまだその耐震の防火水槽があるんでしょうか。

○消防署長　当初、最初に20基を予定させていただきまして、これで3基終わりましたので、平成30年度1基ということであと16基でございますけれども、平成33年度から2基ずつを予定させていただいて……。

失礼しました。まだ未定でございます。失礼しました。

○福田委員　このシートで覆うわけ、覆うというか引くわけですけれども、そのシートのメーカーというのは国産といいますか、外国から入ってくるのかわかりませんが、どういうメーカー。

名前まではいいんですけど、何件ぐらいあるかということと、毎年委託される場所は同じところに委託しているんでしょうか。

○委員長　暫時休憩します。

午後 3 時30分 休 憩

午後 3 時32分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 消防署長 1社でございまして、同じシートで同じ業者でございます。
- 委員長 ほかに質疑はございませんか。
- 牧野委員 361ページ、多分説明があったと思うんですが、AEDのことなんです、上から4行目ぐらいの。
これは何台をどこへ設置するんでしたかしら。
- 消防署長 昨年は1台でしたけれども、平成30年度は2台を予定して
まして、救急車の載せかえになります。2台を、救急車の。
- 委員長 ポンプ車じゃなかったっけ。ポンプ車もあったよ。
- 消防署長 失礼しました。
救急車1台とポンプ車1台。
- 牧野委員 昨年とほぼ同じような単価なんですか、これは。
- 消防署長 そうでございます。一緒でございます。
- 牧野委員 それじゃあ結構です。
- 委員長 ほかに質疑はございませんか。
- 東委員 今の防火水槽の話ですけど、今ちょっと福田さんから話があっ
たけど、学校プールの水利になっていきますよね、消防水利という。あれはカウ
ントに入っておるんですよね。入っていないですか、学校のプールは水利の
カウントには。
- 消防署長 数には入っています。
- 東委員 それで、ちょっと話が飛ぶんでいかんのですけど、施設管理の対
象になっていましたよね、小・中学校のプールというのが。例えば、将来的
にそういうのがなくなると、それはそれなりのかわりの消火栓をつくるとか、
あるいは水槽とか防火水槽をつくるとか、そういう計画も考えないかんとい
うことになるんですか。
- 消防署長 各小学校のプールは指定水利でございまして、消防が当てにし
ておりますのが防火水槽、消火栓というものを予定させていただいておりま
す。防火水槽ですと444基、消火栓ですと678基、合計で1,122基ですか、今

のところ。

○東委員 最初に聞いたときは、私が意味があったのは、その水利がいつも何カ所あるかと聞くと数が出ますでしょう。それが入っておるかという意味で聞いたら、それは入っていますよという話だったんですけどね。プールもですよ。それは入っていないんだね、今のところは。

そうすると、逆にあれはなくなっても関係ないんだ。水利があるとは言うものの、あんまり。

○消防署長 指定水利としてはしていますけれども、消防水利としては、数は。

○東委員 カウントしていないの。

○消防署長 していません。

○東委員 じゃあ、関係ないんだね。

○消防署長 関係ないことはございませぬけれども、一応水利としてはしますのです。

○東委員 ありがとうございます。

○委員長 いいですか。

ほかに質疑はございせんか。ないですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

ちょっと答弁訂正がございませぬ。

それでは答弁訂正のほうをお願いしたいと思います。

○収納課長 貴重なお時間をいただきまして申しわけございませぬ。1つ訂正をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

先ほど、平成28年度の個人県民税集計の数字をお答えいたしました。その中で、現年の分納本税に関しまして、先ほどは合計金額として86億2,943万6,140円とお答えいたしました。4月、5月の出納整理までの分も加えて91億7,446万8,689円でしたので訂正させていただきます。

○東委員 そうすると、県も変わってくるの。

○収納課長 ごめんなさい。案分率による県民税でございますが、34億

4,141万9,132円とお答えしましたものが、36億5,877万8,113円となっておりますので訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 わかりました。

オーケーですね、もういいですね。

〔「もういいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長 これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時39分 休 憩

午後 3 時39分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

委員長として、最後に一言挨拶をさせていただきます。

こうして無事に委員会を終えることができましたことは、ひとえに委員の皆様を初め、当局の皆様のおかげでございます。まことにありがとうございました。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午後 3 時40分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 伊藤吉弘